

官報号外 昭和四十二年五月二十七日

○第五十五回 参議院会議録第十二号

昭和四十二年五月二十七日(土曜日)

午前十時十五分開議

(議院送付)

○議事日程 第十二号

午前十時開議

第一 昭和四十二年度一般会計予算

第二 昭和四十二年度特別会計予算

第三 昭和四十二年度政府関係機関予算

第四 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 船舶積量測度法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第六 住宅融資保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣

提出)

第八 理化学研究所法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第九 地方公務員災害補償法案(内閣提出)

第一〇 日本放送協会昭和三十九年度財産目

録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに

関する説明書

第一一 関税定率法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第一二 石炭対策特別会計法案(内閣提出、衆

議院送付)

第一三 税制簡素化のための国税通則法、酒税

法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

昭和四十二年五月二十七日 参議院会議録第十二号 議長の報告

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。よって議長は即日これを委員会に付託した。

許可、認可等の整理に關する法律案

内閣委員会に付託

同 大蔵委員

同 文教委員

同 社会労働委員

同 農林水産委員

同 地方行政委員

同 法務委員

同 内閣委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

名した。

内閣委員

完君

矢山

有作君

横山

フク君

北條

真君

稻葉

誠一君

岩間

正男君

岸田

武寿君

辻

武寿君

北條

暢君

稻葉

誠一君

北村

暢君

須藤

木暮武太夫君

岸田

幸雄君

辻

武寿君

北條

浩君

野坂

文造君

二宮

文造君

北條

秀男君

吉田忠二郎君

加瀬 完君
矢山 有作君
横山 フク君
北條 真君
稻葉 誠一君
岩間 正男君
白木義一郎君
辻 武寿君
岸田 幸雄君
北村 當君
宮崎 正義君
北條 順八君
矢追 秀彦君
野坂 參三君
木暮武太夫君
吉田忠二郎君
占部 秀男君
岡田 宗司君
高砂 恒雄君
林 嘉君
瓜生 清君
石本 茂君
白木義一郎君
宮崎 正義君
北條 順八君
岩間 正男君
矢追 秀彦君
中津井 真君
鈴木 誠一君
稻葉 誠一君
鈴木 力君
戸田 菊雄君
石本 清君
山高しげり君
中沢伊登子君
茂君
正一君
春日
小柳
岩間
正一君
勇君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日農林水産委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 宮崎 正義君 (宮崎正義君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本とノルウェー王国との間の条約の締結について承認を求める件

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託した。

内閣委員会に付託した。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件		大蔵委員 文教委員 社会労働委員 辻 武寿君 岸田 幸雄君 北村 暢君 白木義一郎君
外務委員会に付託		相続税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案		法人税法の一部を改正する法律案
日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案		日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託		農林水産委員会に付託
下水道法の一部を改正する法律案		下水道法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託		建設委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。		同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案		国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。		同日委員長から左の報告書が提出された。
船舶積量測度法の一部を改正する法律案可決報告書		船舶積量測度法の一部を改正する法律案可決報告書
告書		告書
住宅融資保険法の一部を改正する法律案可決報告書		住宅融資保険法の一部を改正する法律案可決報告書
著作権法の一部を改正する法律案修正議決報告書		著作権法の一部を改正する法律案可決報告書
理化研究所法の一部を改正する法律案可決報告書		理化研究所法の一部を改正する法律案可決報告書
告書		告書
地方公務員災害補償法案可決報告書		地方公務員災害補償法案可決報告書
日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書		日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
議決報告書		議決報告書
昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 加瀬 完君 同 矢山 有作君 地方行政委員 中津井 真君 同 横山 フク君 法務委員 北條 浩君 同 加瀬 完君 同 中津井 真君 同 横山 フク君 中村 波男君		内閣委員 加瀬 完君 同 矢山 有作君 地方行政委員 中津井 真君 同 横山 フク君 法務委員 北條 浩君 同 加瀬 完君 同 中津井 真君 同 横山 フク君 中村 波男君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。		同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員 同 産業公害及び交通対策特別委員 同 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。		災害対策特別委員 同 産業公害及び交通対策特別委員 同 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。		同日議長において、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同 文部省設置法の一部を改正する法律案		同 文部省設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案		科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
内閣委員 加瀬 完君 同 矢山 有作君 地方行政委員 中津井 真君 同 横山 フク君 法務委員 北條 浩君 誠一君		内閣委員 加瀬 完君 同 矢山 有作君 地方行政委員 中津井 真君 同 横山 フク君 法務委員 北條 浩君 誠一君
災害対策特別委員 小平 芳平君 同 矢追 秀彦君 産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君 同 同日議長において、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。		災害対策特別委員 小平 芳平君 同 矢追 秀彦君 産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君 同 同日議長において、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同 日程第一、昭和四十二年度一般会計予算		同 日程第一、昭和四十二年度一般会計予算
同 日程第二、昭和四十二年度特別会計予算		同 日程第二、昭和四十二年度特別会計予算
同 日程第三、昭和四十二年度政府関係機関予算		同 日程第三、昭和四十二年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。		以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
昭和四十二年度政府関係機関予算		昭和四十二年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。		右は本院において可決した。
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿		昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿		昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
○議長(重宗 雄三君) これより本日の会議を開きます。		○議長(重宗 雄三君) これより本日の会議を開きます。
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿		昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
衆議院議長 石井光次郎		衆議院議長 石井光次郎
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿		昭和四十二年四月二十八日 参議院議長 重宗 雄三殿
〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕		〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕
谷寅三郎君		谷寅三郎君
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長新		○議長(重宗 雄三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十二年四月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました昭和四十二年度予算三案の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和四十二年度予算の内容につきましては、すでに水田大蔵大臣から財政演説において説明が行なわれたとおりでありますので、これを省略させていただきます。

これら予算三案は、去る三月十三日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、三月二十日に大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十八日衆議院よりの送付を待つて、五月四日から質疑に入りました。自來、昨日に至るまで委員会を開くこと十五回、その間、二日間にわたり公聴会を、また三日間にわたりて分科会を開くなど、慎重に審査を進めてまいりました。

以下質疑のおもな点につきまして、その要旨を御報告申し上げます。

まず、外交問題に關し、「ベトナム紛争の平和的解決については、まずアメリカがイニシアチブをとり、一方的に停戦に踏み切るべきではないか。また、日本が和平への何らかの役割を果たそ

うとすれば、ベトナム戦争の遂行に協力し、北爆を当然としているのではとうてい不可能であって、無条件長期にわたる北爆の停止をアメリカに要請すべきではないか。いまのようすに、南ベトナム政

れでない。双方に対し等距離の中立的な立場をとるべきではないか」などの質疑がありました。これに対して、三木外務大臣から、「アメリカが早期の平和的解決を望んでいない」という批判には賛成できない。ベトナムの現状では、相互の不信感が強く、双方とも、いまのところ、自分のペースでなければ話し合いに応じないという態度である。しかし、北は、ベトナムを全部共産化することはできないし、南も、共産政権を倒すことはできないと思う。そうなつてくると、将来の見通しとしては、ジエネーブ協定の精神に立ち返って、十七度線を境にして、一応の秩序を維持し、平和共存でいく以外はない。したがつて、和平の可能性は常に存在するわけであつて、日本としても、橋渡しの役割りを果たすために、外交上でできるだけの努力をしている。世界各国は、それぞれの立場で和平に努力しているので、その立場を変えないと和平努力ができないとは考へない。日米安保体制は、ベトナム紛争以前からわが国安全保障政策の基調であり、ベトナム和平のために安保体制を変更するということはできない。わが国は安保条約による当然の協力以上のことはしておらず、戦争に協力しているのではない。安保条約が日本の安全保障に果たしている役割りは、これを誤りなく評価することが必要である。」との答弁がありました。

次に、沖縄の施政権返還問題に關し、「沖縄の復帰なくして日本の戦後は終らないとの佐藤総理のことばは、もちろん沖縄を早く日本に返還すべきではないか。いまのようすに、南ベトナム政府とベトナムの米軍に対し、直接間接、援助を与えるながら、両者の橋渡し役がつとまるとは考へら

されない、そして、いまはそういう交渉をすべきるべきではないか」などの質疑がありました。これに対して、三木外務大臣から、「アメリカは沖縄の返還に対する政府の基本的な考え方はどうか。また、一部には機能別あるいは地域的な分離

返還論が行なわれているようであるが、このようない議論について、總理の所見はどうか。日本は沖縄に潜在主権を持つてはいるといふが、この潜在主権とはどういう意味か。アメリカ側では、日本が保持しているのは、アメリカが沖縄をいかなる第三者にも引き渡さないし期待する権利だといふよ

うな解釈が行なわれているが、この問題について、日米の間に何らかの合意を見た事実があるか」などの質疑がありました。これに対して、佐藤内閣総理大臣及び三木外務大臣から、「沖縄のすみやかな祖国復帰は全国民の念願であるが、しかししながら、同時に、現在極東の安全について沖縄が果している重大な役割りを十分に考慮に入れつつ、われわれの念願を率直にアメリカに訴え、その理解と協力のもとに、現在の不幸な状態を一日も早く解消するよう努力する。これが政府の基本的な態度である。機能別分離返還あるいは地域的分離返還等の議論のあることは承知しているが、こういいう議論はよほど現実的かつ慎重に考えないと観念論になるおそれがある。潜在主権といふことは一定の定義があるわけではないが、沖縄住民が日本国籍を持っていること、もしアメリカが沖縄を平和条約第三条による信託統治のもとに置くのでない限り、沖縄の処分については日本の同意を要すること、施政権の行使にあたつては日本の意向ができるだけ反映できるようにアメリカは日本と協議すること、アメリカが施政権を放棄した場合には当然に日本の主権が顕在化することなどによつて、沖縄に対して日本が根源的な領土権を持つてはいることは明らかであり、アメリカ側の説明もこれを否定したものではない」との答弁がありました。

なお、低開発国援助に關し、「わが国の低開発国援助については、世界経済発展のため、またこれを通じて世界の平和を確立するため、もつと積極的な態度をとるべきではないか。今後どのような基本方針で臨むつもりか。また、大体何年ぐらいで援助額が国民所得の一%になる見込みか」などの質疑があり、これに対し政府側から、「低開発国援助は日本の義務であるという態度で積極的に進めている。今後さらに國力に応じ、漸を過つて、できるだけ早い機会に國民所得の一%を低開発国援助に向けるよう努力をする。現在、援助額は、四十年度の実績で四億八千六百万ドル、國民所得の一〇・七%となつていて、一%の線に達するにはそう長くはかかるないものと思う」との答弁がありました。

次に、財政問題に關し、「公債政策の導入以

官 報 (号 外)

の累積、公債費の増嵩は、一般会計予算に対しても大きな重圧になるのではないか。政府は少なくとも経済社会発展計画期間中における公債発行の実態の見通しを示す義務があるのではないか。また、依存度、絶対額とも前年度より漸減していくことになつたら公債政策から脱却できるのか」などの質疑がありました。これに対し政府側から、「財政がそのときの経済情勢に対応して弾力的に運営されるのは当然である。ただ、その際一貫して最も大切なことは、公債発行に伴う弊害を生ずることのないように注意することであるから、建設公債、市中消化の原則を守り、公債発行を適正な規模にとどめるよう努力している。公債発行を恒久化する考へはないが、現在立ちおくれの著しい社会資本整備の要請は非常に強く、一般会計歳出の二割にも達している公共事業費を、租税のみでまかなうこととは無理で、国民の蓄積資金を活用し、公債を発行してまかなっていくことが適當である。ここ当分の間、公債財源で公共投資を進めていくならば、公債に見合つた国民資産が蓄積され、長い間には、租税収入となつて、はね返ってくる。一方、社会資本の整備が続けられると、長期的には、公共事業費の比率も下がつてくるので、税収と公債が徐々に置きかえられ、公債費が一般会計を圧迫するようなことはならない。公債依存度は、諸外国に比べて高いことは事実であるが、従来、公債発行がなかつたため、累積残高は低い段階にある。今後、この依存度を年々引き下げていく方針であるし、同時に、今回新たに減債制度をつくって、一般会計から定率の繰り入れをすることにし

たので、公債発行額が安易に膨張したり、残高の蓄積をめぐらす事態は避けられる。なお、財政法第四条の要求している公債の償還計画は、政府が予算書に添付して国会に提出してあるところのもので、財政法は、公債の償還財源調達に関する具体的な計画を示すことを要求しているものではない。」旨の答弁がありました。

に考えたい。住民税は、地域の費用を地域の住民が広く分担するという趣旨があるので、その課税率に比べて地方税の減税がかなりおくれているので、なるべく格差を生ぜしめない方向で検討しておけばではないが、今までの税制改正を見ると、国税は、電気ガス税の問題は、地方財源の少ない自治体としては、他に適当な税源を見つける限りで、なるべく格差を生ぜしめない方向で検討している。電気ガス税の問題は、地方財源の少ない自治体としては、他に適当な税源を見つける限りで、なるべく格差を生ぜしめない方向で検討している。電気ガス税の問題は、地方財源の少ない自治体としては、他に適当な税源を見つける限りで、なるべく格差を生ぜしめない方向で検討している。

次に、経済問題に關し、まず、最近の経済情勢につきまして、「政府の経済見通しによると、本年度の実質成長率を昨年度以下と見込んでいるが、機械受注額、法人の投資予測、稼働率、百貨店の売り上げ等、いずれの経済指標をとつても、昨年度を下回る要素は見当たらない。わが国経済を高度成長から安定成長へ戻す」という経済社会発展計画の前提は、このままでは、初年度からずれてしまらうのではないか。過熱のおそれがあつても、国債発行下では、公定歩合の引き上げは国債価格の下落を招くので、今までのように彈力的に公定歩合を操作することは困難と思われる。当面の経済情勢に対処し、どのような手段を講じようとしているのか」との質疑がありました。これに対し、閣僚各大臣から、「四十二年度の民間設備投資は、過去二年間ににおける投資の沈滞と資本自由化に対処するためのもので、決して行き過ぎたものではない。ただ、業種によっては、シェア競争のおそれもあるので、過熱することのないよう、産業構造審議会でこの問題を審議させておる。設備投資が増勢を示していることは間違いない。

いが、政府の財貨サービスの購入や輸出の伸びも昨年度より下がっているし、下半期には過去の設備投資が生産力となつて出てくるので、必ずしもいまの勢いで経済が拡大していくとも思われない。民間の経済調査を見ても、年度後半には増勢九%前後に落ちつくのではないかと思う。経済の動向には十分注意しているが、特に引き締め政策をとらねばならぬような事態にはならないと思う」旨の答弁がありました。

次に、物価の問題に關し、「本年度の経済見通しで、消費者物価の上昇を四・五%と見込んでいますが、このためにはかなりの政策的努力が必要と思われる。かかるに政府は、本年度予算において、消費者米価の引き上げ、医療費負担の増大をはかるなど、政府みずから物価上昇に拍車をかける要因をつくっている。これでは消費者物価に連鎖反応を起こし、四・五%に押えることは不可能になるのではないか。今後政府は、みずからが抑えることのできる公共料金等、政府関与価格については、値上げをストップする決意はない。さらに地価問題をどのようにして解決するつもりか」などの質疑がありました。これに対して政府側から、「消費者物価の上昇は、基本的には高度成長に国民経済の各分野が十分対応できなかつたことに原因があるので、やはり生産性の低い部門に対する配分は国民生活に影響するところが大きいので、慎重に考慮しなければならないが、公共料金といえども経済の原則に支配されるものであるか

ら、長期にわたってこれをストップするということはなるべく避けたい。しかし、四十二年度は、電話料金、鉄道運賃、ガス、電気料金等の重要なものの値上げないと考へておる。地価対策については、大都市周辺の宅地の大量供給をはじめとして、都市の再開発、土地利用計画の確立、土地収用法の改正、その他あらゆる有効な措置をとるべきである旨の答弁がありました。

最後に、社会保障の問題につきましては、「所

得保障を充実し、将来の生活保障として魅力あるものにするため、年金のスライド制の導入をはかるべきではないか。また、現在の年金の收支を見ると數千億円の収入超過となつております。支出額は積み立て金の利子にも及ばない。もっと給付費を引き上げるべきではないか、さらに、児童手当はいつから実施するのか」などの質疑がありました。これに対し、政府側から、「年金のスライド制は重大な問題であるから、社会保険及び国民年金の両審議会で慎重に検討している。その結果を見て政府としても研究したい。年金勘定の収入が支出より多額なのは、制度の発足後まだ日が浅く、支給成熟期に達していないため、当分の間、積み立て金が増加するが、しかし年金受給者の数はやがて急増してくる見込みである。児童手当は新たに九千億円の支出を要するので、簡単な問題ではないが、しかし前向きにできるだけすみやかな実現を期して、目下鋭意検討中である旨の答弁がありました。

以上のほか、質疑は、核拡散防止条約、ケネディ・ラウンド、資本取引自由化等の諸問題、わ

が国人口問題と都市政策、政治資金規制の問題、文教問題、特に科学技術振興対策、防衛問題、ことに第三次防衛力整備計画、アメリカ大陸軍極東研究開発局から学界への資金援助問題、国鉄、電車、交通安全対策などの交通通信に関する問題、ILLO条約その他の労働問題、農業、中小企業及び石炭対策、公害対策等、きわめて広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、昨日をもちまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して亀田委員が反対、自由民主党を代表して日高委員が賛成、公明党を代表して鈴木委員が反対、民主社表して春日委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) 討論を終局し、採決の結果、昭和四十二年度予算三案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。亀田得治君。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十二年度予算三案に対し反対するものであります。

反対の第一の理由は、四十二年度予算の規模、性格が、四十二年度の経済に対して適正な予算ではないということであります。

政府は、四十二年度予算が中立予算である、すなわち、経済に対する財政の控え目な態度を示すものであるとし、その理由として、まず第一に、

一般会計及び財政投融資計画の伸び率が前年度を下回っていること、第二に、国民総生産に対する一般会計予算の割合が、やはり前年度のそれを下回っていることなどを、いかにも有力な証拠であるかのごとく、あげておられます。しかし、これらの伸び率などの相違は、きわめてわずかなものであります。いわば大同小異であり、ほぼ同じくらいといつてもよい程度のものであります。しかも、財政規模のとり方によりましては、すなわち、一般会計と特別会計の純計で見ますと、四十二年度のほうがかえって伸び率は高いのです。このように、政府が、四十二年度予算の中立的性格、換言すれば、経済に対する財政の控え目な態度を示すものであるとしてあげている数字は、むしろ逆に、四十二年度予算がいかに四十一年度の「大型積極予算」に似ているかを、最も雄弁に物語っているものにほかなりません。昭和四十年度は戦後における最も深刻な不況の年で、二千億円にのぼる赤字公債の発行を余儀なくされました。この不況を克服するため、四十一年度予算は、財政規模の拡大と本格的な公債政策の導入によって、財政面から有効需要を刺激しようとした、いわゆる大型積極予算であったといふことです。いわゆる大型積極予算であつたといふことは申すまでもございませんが、四十二年度予算は、それときわめて類似した規模と性格を持つものであり、ややもすれば、過熱のおそれさえある本年度の経済のもとで、とうてい適正な予算であるとは言いがたいのであります。

ことに、四十二年度予算が前年度を上回る公債を発行しているということは、最も問題であります。歳入の一六%を公債に依存するこの財政が、景気を刺激しないはずはないのです。不況に対する公債の発行を行なつて、財政面から有効需要を刺激するというものが常道であります。しかるに、四十二年度予算では、好況になつても、建設公債といふ名目で、前年度以上の公債を発行しようというのであります。

反対の第二の理由は、公債政策の恒久化は、明らかに財政法第四条に違反するものであるという点であります。

財政法第四条は、「國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借り入れ金をなすことができる。」と規定しているのであります。公共事業費といえども、公債または借り入れ金以外の歳入を、公債を発行し又は借り入れ金をなすことができま

発行することが認められているのにすぎないのであります。このことは、健全財政主義の原則を堅持する今日の財政法の全く予想しなかつたことでもあります。この問題につき、政府は、当行を当然のこととして、これを恒久化することはない、財政法第四条に違反するものと断ぜざるを得ないのです。この問題につき、政府は、当初三兆円ないし四兆円にものぼるデフレギヤップを一举に解消することは困難であるから、低圧経済の続く間は、引き続き公債を発行せざるを得まいとの態度をとつておりましたが、景気が回復から上昇に転じ、予想外のテンボで経済が拡大基調に転ずるや、公債発行の理由づけについて百八十度の方向転換を行ない、今度は、立ちおくれた社会資本を拡充するため建設公債を発行する必要があるとして、四十一年度を上回る大量発行をあえてしようといふのであります。このように、好況、不況にかかわらず、社会資本拡充のためといふことで建設公債を発行するということになりますと、それは、毎年累増していくが得ないのではありません。その理由は、一般会計の公共事業開発費は、毎年少なくとも一四・五%、多いときは二〇%以上の増加を示しておりますから、これを主として公債でまかなうといふことにいたします。公債発行額は、いやでもふえざるを得ないからであります。不況対策として産まれ出た四十一年度の公債発行額に対し、四十二年度の公債発行額は九・六%の増加率となつておりますが、四十一年度の実績と比較いたしますと、一二%の増加率となります。かりに今後毎年一〇%ずつふえていくといふと、経済社会開発計画の最終年度である四十六年度末における公債の累積額は六兆円をこえ、公債の償還費を除ぎまして、その利子だけでも約四千億を必要とするということに

なります。このようなことは、健全財政主義の原則を堅持する今日の財政法の全く予想しなかつたことでもあります。この問題につき、政府は、當行を恒久化する政府の方針は、建設公債に名をかりて公債発行を自然のこととして、これを恒久化することはない、財政法第四条に違反するものと断ぜざるを得ないのです。この問題につき、政府は、当初三兆円ないし四兆円にものぼるデフレギヤップの措置といわなければなりません。

反対の第三の理由は、政府は公債償還計画についても、再び財政法違反を重ねようとしているということがあります。
財政法第四条は、さきに述べた第一項に続いて、第二項として、「前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。」と規定しているのであります。しかるに政府は、四十一年度発行の二千億、四十一年度発行の六千七百五十億に対し、わずかに一〇%強にしかなりません。ついこの間まで毎年の自然増収の二〇%程度を減税のめどとしていたのですが、四十二年度はその約半分にしかすぎないのであります。かつて福田大蔵大臣は、四十年七月三十日の財政演説において、本格的な公債政策の必要を力説しており、「健全な公債政策の導入こそは、國の財政に大幅な減税を行なう余裕を与えることと存ずるのであります。」と遺稿を記しただけの、形式一点ばかりの、全く意味のない一枚の表をもつて償還計画であるとし、わが党の嚴重な要求にもかかわらず、正規の償還計画を国会に提出せず、執拗に財政法違反を続けていきました。ただ七年の期限がきた年度における償還額を記しただけの、形式一点ばかりの、全く意味のない一枚の表をもつて償還計画であるとし、わが党の嚴重な要求にもかかわらず、正規の償還計画を国会に提出せず、執拗に財政法違反を続けていました。言うまでもなく、財政法第四条第二項の要求しているように、公債の償還計画は、財政の健全性を確保するとともに、公債の信頼を維持することにあるのでありますから、全額償還に至るまでの償還の方法が明示されねばならないということは、理の当然であります。政府が借りただけは返すといふことは、理の当然であります。政府の償還計画として出しているものは、ただ、借りただけは返すといふこととどまり、どういう方法で、いつまでに返すかは、全然明らかではありません。どう考えてもこういふものが正規の償還計画ということはできないのであります。

反対の第四の理由は、減税があまりにも少な過ぎるということであります。
四十二年度の純減税八百三億という減税幅は、租税の自然増収七千三百五十億に対し、わずかに一〇%強にしかなりません。ついこの間まで毎年の自然増収の二〇%程度を減税のめどとしていたのですが、四十二年度はその約半分にしかすぎないのであります。かつて福田大蔵大臣は、四十年七月三十日の財政演説において、本格的な公債政策の必要を力説しており、「健全な公債政策の導入こそは、國の財政に大幅な減税を行なう余裕を与えることと存ずるのであります。」と

方的独斷によつて、公債償還計画に關するこれまでのようないふ政府の解釈が定着し、今後も財政法違反が繰り返されるならば、わが国の財政はますます健全なものとなり、國民經濟、國民生活にきわめて重大な悪影響を及ぼすことになると思います。

反対の第五の理由は、當面最大の課題である物価の安定について十分な対策を講じていなければなりません。どう考えてもこういふものが正規の償還計画ということはできないのであります。

物価問題懇談会は、物価対策について、広範な

視野に立つて体系的に幾多の重要な提案を行なつたにもかかわらず、政府にはほとんどこれを真剣に実行しようとする誠意も熱意も見られないのです。

二、三の例をあげましても、米価問題

があり、公債問題しかし、地価問題またしかりであります。このように、物価の提案を実行に移す決意がないばかりでなく、四十二年度予算では、

十月からの消費者米価一四・四%の引き上げをは

あります。このように、物価問題は、物価の安定、

社会保障料率の引き上げ、初診料、入院料

及び柴代の本人負担引き上げをもくろんでいるの

であります。経済社会開発計画は、物価の安定、

経済の効率化及び社会開発の推進を三本の柱とい

たしておりますが、物価問題に關連して政府が実

際にやつておりますことは、むしろ物価上昇に拍

手をかけているものと言つべく、ただ形式的に物

価安定推進会議などを設けて當面を糊塗して

いるのであります。眞に物価の安定をはか

るためにには、公共交通料金については、少なくとも昭和四十二年度中は絶対に値上げしない方針を貫かなければなりません。政府の經濟見通しによりま

すと、四十二年度の消費者物価の上昇率は四・五%

となつておりますが、いまのような政府のやり

方では、とうていその程度に抑え得ることはでき

ないのであります。少なくとも、五、六%程度

の上昇は不可避であります。その理由は、物価騰

貴の原因は基本的には構造的な要因と貨幣的な要

因とに基づくと思うのであります。政府は、中

であります。このことは、健全財政主義の原則を堅持する今日の財政法の全く予想しなかつたことでもあります。この問題につき、政府は、當行を恒久化する政府の方針は、建設公債に名をかりて公債発行を自然のこととして、これを恒久化することはない、財政法第四条に違反するものと断ぜざるを得ないのです。この問題につき、政府は、当初三兆円ないし四兆円にものぼるデフレギヤップの措置といわなければなりません。

反対の第三の理由は、政府は公債償還計画についても、再び財政法違反を重ねようとしているといふことがあります。
財政法第四条は、さきに述べた第一項に続いて、第二項として、「前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。」と規定しているのであります。しかるに政府は、四十一年度発行の二千億、四十一年度発行の六千七百五十億に対し、わずかに一〇%強にしかなりません。ついこの間まで毎年の自然増収の二〇%程度を減税のめどとしていたのですが、四十二年度はその約半分にしかすぎないのであります。かつて福田大蔵大臣は、四十年七月三十日の財政演説において、本格的な公債政策の必要を力説しており、「健全な公債政策の導入こそは、國の財政に大幅な減税を行なう余裕を与えることと存ずるのであります。」と遺稿を記しただけの、形式一点ばかりの、全く意味のない一枚の表をもつて償還計画であるとし、わが党の嚴重な要求にもかかわらず、正規の償還計画を国会に提出せず、執拗に財政法違反を続けていました。ただ七年の期限がきた年度における償還額を記しただけの、形式一点ばかりの、全く意味のない一枚の表をもつて償還計画であるとし、わが党の嚴重な要求にもかかわらず、正規の償還計画を国会に提出せず、執拗に財政法違反を続けていました。言つておるのであります。一休、八千億の公債を発行して、わずか八百三億の減税を行なつただけではたして大幅な減税を行なつたと言ふるであります。標準五人世帯年収百円までを無税とすべきであるということは、今日ではすでに世間の常識であります。しかるに、政府案によると本年度の所得稅課稅最低限は、わずかに七十一万円にすぎません。公債を発行すれば大幅な減税ができるとの口実で公債政策を導入し、これが定着するやいなや、再び財源不足を理由として、所得税減税を最小限にとどめているのであります。しかも、いわゆる利子配当の分離課稅は依然として存続されているのであります。このことは、政府の資本優遇、大衆課稅の徵稅方針を最も端的に示しているものと言わなければなりません。

小企業、農業など、いわゆる低生産性部分の構造対策として十分な政策を実施しておらないばかりでなく、公債の発行と財政資金の散布超過により、過大な通貨の膨張をもたらしているからであります。すなわち、日本銀行券発行高は、今年の二月、三月、いずれも対前年同月比で一六%以上と、通貨の増発傾向が続いているのであります。公債の発行がようやく通貨面にもその影響を及ぼし始めたわけあります。こうしたことになるからこそ、物価問題懇談会も、四十二年度の公債発行を四十一年度以下に押えるよう提言をしたのでありますが、政府はこれを無視いたしてゐるわけであります。

反対の第六の理由は、物価対策と並んで当面最も緊急の課題である住宅対策、公害対策及び交通安全対策などに関する予算措置がきわめて不十分であるという点であります。

政府が公約した一世帯一住宅を実現するためには、今後五カ年間に七百六十万戸の住宅建設を必要とするにもかかわらず、政府の住宅五カ年計画では六百七十万戸にしかすぎず、しかも、その六割は民間の自効建設におんぶした、きわめて誠意ある計画であります。これは当然七百六十万戸にふやし、民間自力と政府施策の比率を四対六に逆転すべきであります。さらに、四十二年度予算においては、現在なお住宅困難者二百万世帯といわれてゐるのであります、現在の深刻な住宅難を多少とも緩和することはできないのであります。政府は過般、公害対策基本法案を国会に提出したのでありますが、この法案は、初め厚生省の掲げた健康第一主義の考え方があげながら、これに伴う弊害を生ぜ

ます。すなわち、同法案の第一条でこの法律の目録しながら、実際には、大資本、大企業中心の経済が述べられており、公害対策の総合的目的が図られています。公害対策の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全する」とあって、経済との調和といふを及ぼし始めたわけあります。こうしたことによると、

調整の過程において著しく後退してゐるわけあります。すなわち、同法案の第一条でこの法律の目録ながら、実際には、大資本、大企業中心の経済が述べられており、公害対策の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全する」とあって、経済との調和といふを及ぼし始めたわけあります。こうのことによると、公害審議会の答申にはなかつた文句が挿入され、公害対策の十分な進展が妨げられる懸念が多分にあると言わなければなりません。さしあたり、当面必要な公害対策費として四十二年度分予算に計上されておりますが、かかるように、公害対策の十分な進展が妨げられる懸念があると言わなければなりません。さしあたり、当面必要な公害対策費を含めて、わずかに二百九億にすぎないのであります。交通対策につきましても、政府の施策並びに予算措置はきわめて不十分であります。たとえば、横断歩道橋などの経費としては六十億円を計上しているにすぎません。この金額は、歩行者を安全に守るために必要な額としてもかに六十億円を計上しているにすぎません。この金額は、歩行者を安全に守るために必要な額としてはあまりにも少ないのであります。佐藤総理のいわゆる歩行者優先の政治が单なる口頭禪にすぎないことを、ここで暴露していと申わなければなりません。このように、人間尊重、民生安定のための経費に対しては、極度にこれを切り詰めて

いるにもかかわらず、反面、三兆三千四百億円の巨額にのぼる第三次防衛力整備計画の実施に乗り出し、その初年度に当たる四十二年度予算では三千八百億の防衛関係費を計上するなど、防衛力の整備強化にはきわめて熱心であります。もしほんとうに政府が平和に徹するつもりであるならば、民衆の利益につながる方面に使用すべきである

と思うのです。

佐藤内閣の表看板であるいわゆる社会開発が、はたしてどのよくなことを意味しているかは、必ずしも明らかではありませんが、一般的の常識に従つてみますと、住宅、生活環境施設などの社会資本の整備や、社会保障の充実、文教の振興などのほか、均衡のとれた経済社会の発展といふ意味で、中小企業、農業などの低生産部門の近代化、構造改善などまで含んでいたものとすれば、四十年度予算におけるこれら社会開発関連の主要経費は、ほとんど軒並みにその伸び率が鈍化してきているのです。しかし、このことは、決して、たまたま本年度に限った偶発的なできごとではありません。佐藤内閣は、池田内閣の高度成長政策を、経済偏重、人間不在の政策として、激しくこれを批判し、これに對置する形で、人間尊重、社会開発を、政治的スローガンとして組閣しましたはずであります。しかるに、佐藤内閣充足以来の実績を見ますと、その提倡するところとは全く逆になつてゐるのです。社会開発関連の予算の伸び率は、池田内閣時代に比べて、佐藤内閣時代は格段に劣つてゐるのです。池田内閣は、高度成長政策を進めつつも、いわゆるひづみ是正のため、ある程度の努力を払つたことが、予算措置の上では認められるのであります。池田内閣は、高度成長政策を進めつつも、いわゆるひづみ是正のため、ある程度の努力を払つたことが、

予算措置の上では認められるのであります。池田内閣を批判した佐藤内閣における社会開発関連の予算措置が、遠くはるかに池田内閣のそれに及ばないというのは、まことに怠慢もなほなしであります。すなわち、佐藤内閣は、看板に偽りがあると言われても、弁解の余地がなからうと思います。(拍手)

私は、以上七つの理由をあげて、四十二年度予算三案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 平島敏夫君。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております昭和四十二年度予算三案に賛成の意を表明せんとするものであります。

昨年度、すなわち昭和四十一年度は、国債の導入と、財政政策上の大きな転換を行なわれたのですが、その意図するところは、申しますまでもなく、当時不況にあつた経済に適度の刺激を与え、財政面から有効需要を造出して、不況の克服をはかるということになりました。しこうして、その結果は御承知のとおり、民間経済界の主的な努力と相まって、景気は急速な回復を示し、しかも、消費者物価は予想を下回って、五%程度の上昇にとどまつたのであります。公債導入の財政政策はインフレを招來するとの野党側の非難を絶対に終わらしめ、みごとにその効果を発揮したことは御同慶にたえないところであります。(拍手)また、景気の上昇が予想以上に急速なテソボを示しますと、政府は直ちに公債発行額を減額する措置を講じて、景気刺激の作用を減殺することにしたのです。公債の発行が、よくその効果をあげながら、これに伴う弊害を生ぜし

めなかつたことは、政府の財政運営が弾力的であり、かつ、臨機の措置に誤るところがなかつたらであると言わねばなりません。

昭和四十二年度は、昨年度とは全く異なつた経済情勢のもとに出発いたしました。すなわち、新年度の予算は、企業の設備投資意欲がきわめて旺盛であり、個人消費支出も堅調に推移しております。しかし、個人消費支出も堅調に推移しております。また、公債発行はインフレを配されるような経済情勢に対応すべきものではなくてはなりません。国际収支の先行きも、必然ずしも樂觀は許さないのであります。このような経済情勢のもとにおいて、政府は財政が景気に対し中立的な立場を堅持するという方針を明らかにしたのであります。これはきわめて適切かつ当然な措置といふべきであります。

そこで、実際に編成された予算が、はたして景気に対し中立的なものになつてゐるかどうか、これこそ本年度予算の可否を判定するにあたつての第一の、しかも最も重要なポイントであると思うのであります。結論から申しますと、私は政府の方針が十分に予算に具体化されていると認める

ものであります。すなわち、第一に、一般会計予算の実質規模は五兆円以下に抑えられ、その伸び率は前年度の一七・九%に対し一五・九%と低くなっています。また、予算総額の中で公債発行額の占める割合は約一六%であります。前年度の一七%より低く押さえられているのであります。さらに、財政投融资計画も、四十一年度は前年度に比し二五・一%という大幅な増額でありました。が、本年度は一七・八%の伸びにとどまつておるのであります。これらの数字を見まするならば、四十二年度予算は前年度に比しはるかに控え目な

予算であることは明らかであります。

政府提出の予算案に反対せられる諸君は、公債政策は財政法違反であるとか、財政法に認められた公債ではないとか、また公債発行はインフレを招来するものであると、繰り返し申しておられます

が、違法適法の問題はすでに昨年以來論議が尽くされておるのであります。また、インフレを招くかどうかは、過去一年の実績がこれを証明しておるのであります。多くを申し上げる必要はありません。昭和四十二年度におきましては、公債発行の額は幾らか増加しておりますが、前に述べましたとおり、予算の総額も、その中に占める公債の割合も、ともに前年度より低い増加率になつておるのであります。この控え目な予算がインフレを招来することは絶対にないと信じて疑いません。

次に、簡単に予算の内容に立ち入つてみますと、

まず歳入面におきましては、昨年の大幅減税に引き続き、所得税を中心に、平年度千五百五十億円、中小所得階層の負担軽減を目指とし、また五百萬円までの退職金を非課税とし、あるいは妻の相続税を実質的に無税にするとか、本年度の財政は前年度の一七・九%に対し一五・九%と低くなっています。また、予算総額の中でも公債発行額の占める割合は約一六%であります。前年度の一七%より低く押さえられているのであります。

そこで、実際に編成された予算が、はたして景気に対し中立的なものになつてゐるかどうか、これこそ本年度予算の可否を判定するにあたつての第一の、しかも最も重要なポイントであると思うのであります。結論から申しますと、私は政府の方針が十分に予算に具体化されていると認める

れまた三〇%をこえる予算の増額が行なわれております。また、人命尊重と直接的な関係を持つ交

通安全対策には、前年の三倍に近い経費を計上しております。さらに、今日国際収支の先行きがはなはだ微妙な状況下にあって、輸出の増強は特に重視されるであります。

ささらに、昨日國際収支の先行きがはなはだ微妙な状況下にあって、輸出の増強は特に重視されるであります。また、人命尊重と直接的な関係を持つ交

通安全対策には、前年の三倍に近い経費を計上しております。また、人命尊重と直接的な関係を持つ交

通安全対策には、前年の三倍に近い経費を計上

ります。私がいまここで取り上げましたのは、重点施策の一端にすぎませんが、このわざかな例に徴して、公害対策に対しても相当額を計上しているの

であります。

ささらに、今日国際収支の先行きがはなはだ微妙な状況下にあって、輸出の増強は特に重視されるであります。また、人命尊重と直接的な関係を持つ交

通安全対策には、前年の三倍に近い経費を計上

ります。私がいまここで取り上げましたのは、重点施策の一端にすぎませんが、このわざかな例に徴して、公害対策に対しても相当額を計上しているの

であります。

協力するのがほんとうであると思うのであります。

私がいまここで取り上げましたのは、重点施策の一端にすぎませんが、このわざかな例に徴して、公害対策に対しても相当額を計上しているの

であります。

ローガンの真価が問われるときであると思うのであります。政府の経済運営についていさかの誤りなからんことを期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 小平芳平君。

[小平芳平君登壇、拍手]

○小平芳平君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております昭和四十二年度予算三案に対し、反対の討論をいたすものであります。

まず、反対の根本的な理由としまして、本予算案の基本的な性格を批判せざるを得ないのであります。わが国の経済は、昨年來の景気上昇に続いて、かなり早い速度で上昇に向かっております。この上昇は、すでに政府の経済見通しの一三・四%を上回ることは確実とみられております。そして一部には景気の過熱やら心配されているのであります。政府の予算案は、この経済実勢を無視した景気刺激のインフレ的性格を持つ予算案であると言わざるを得ません。すなわち、四十二年度の調査によつても明らかなごとく、民間設備投資に相当傾斜した型の経済発展となることは必至であり、国際收支の危機を招く懸念すら大きいのであります。しかるに、政府は、不況の四十一年度の国債発行額を大きく上回る八千億円もの国債發行を予定しております。政府が言うように、景気警戒、中立財政の構想を貫徹するすれば、国債發行額の積極的圧縮政策がとられるべきであつたことは疑う余地はありません。また、四十二年度

は国債の積極的圧縮は十分に可能だったのです。すなわち、税の自然増収の見込みは過小だといわれながらも七千三百五十億円にものぼり、この増収分を国債の積極的圧縮に振り向けることは容易だったのです。しかるに、政府は、自然増収の見込みがふえたからといって、昨年暮れの国債發行予定をたった二百億円減らしたにすぎません。政府は国債發行のルールづくりができるなどと自画自賛をしておりますが、結局は、政府の財政運営の基本的姿勢が、圧力団体の要求に屈し、放漫財政のインフレ予算を組むことだったと断定せざるを得ません。

また、政府は、五兆円予算を守つたことをもつて中立予算だと宣伝しております。しかし、初めから五兆円という高い線を政府がかつてにきめて、その後のめまぐるしいほどの経済界の変動も考慮せずに押し通したことなどは、説得力は皆無だといわねばなりません。さらに、一般会計の伸びが前年度より一四・八%であるのに對し、財政投融資は二兆三千八百八十四億円と、前年度より一七・八%の伸びで、一般会計のそれを大きく上回っております。過去の財政の運用に照らしても、特に景気刺激的効果が強いといわざるを得ません。

さらに問題なのは、一方で多額の国債を発行しながら、政府の放漫財政が相変わらず続いていることであります。本院予算委員会でも明らかにさせたところとく、公庫、公團等の特殊法人整理問題に對しても、政府は一向に熟意なく、かえつて四十年代後半の公庫などが新たに設けられたことになつております。われわれは、このような放漫財政を絶対に見のがすわけにはまいらないのです。

第一に、本予算案は、当面最大の経済問題である物価対策を無視した予算であるばかりでなく、むしろ物価の上昇に拍車をかける予算であると言わざるを得ません。昨年度予算では、物価対策予算が鳴りもの入りで騒がれたが、四十二年度は、流通機構の整備や、低生産部門の各種対策は、明らかに昨年より後退していることを指摘しなければなりません。昨年度の消費者物価の上昇率がほぼ政府の見通しの範囲におさまったのは、政府の政策的効力の結果ではなく、春から秋にかけ野菜のできが良好で、大幅な値上がりがなかたためで、まさに、某大臣がみずから言われたように、おてんとうさまのおかげだったわけであります。しかるに、政府は、今年度は四・五%に消費者物価の上昇を下げる意欲的な計画を示しながら、具体的な予算措置は前年度より後退するという、まさに矛盾した結果になつております。しかも、財政収入の内容は、直接物価高に拍車をかける消費者米価の値上げ一四・四%をはじめ、健康保険料等の医療費の大引き上げ等は、国民の負担を重くし、物価上昇に輪をかけることは必至であります。

第二に、国民待望の減税について見ますと、一千三百五十億円にものぼる自然増収がありながら、実質減税はわずか八百億円で、これは、過去十年の自然増収に占める減税の比率を見ても、最もとどまり、標準世帯で七十一万二千円ですが、すでに昨年、人口五万以上の都市の消費支出は、平均一世帯で七十六万一千二十八円となつております。これでは、生計費には課税しないといふ原則すら満たされておらず、その上、印紙税等は多額の増税すら行なわれて、大衆の税負担が実質的には何ら軽減されていないのです。

第三に、社会保障関係の立ちおくれを指摘しないわけにはいきません。本年三月、政府は、経済社会開発計画を閣議決定し、五年間を目標とする経済運営の指針をきめております。過去に自民党政権は、所得倍増計画や高度経済成長政策によって失敗をしたので、今度は特に社会開発目標として掲げたもののようであるが、社会保障の内容はきわめて抽象的か、あるいは低い目標であります。国民所得に対する振りかえ所得の比率を四十年度の五・五%から二%程度上昇させると言つてゐるが、これが達成できたとしても、西欧諸国の中数%には、はるかに及びません。しかも、その二%の内容すらあいまいで、所得保障にこれから力を入れると云いながら、たとえば年金をいかに充実させていくか、たとえば児童手当制度を、いつ、つくるかさえて何一つ明らかにされていないのは、きわめて不満であります。このように社会保障に冷淡な佐藤内閣の予算ですか、低所得階層に対する政府の思いやりは、きわめて微々たるものにすぎません。生活扶助基準の

官報(外)

一三・五%の引き上げなども、物価の上昇を考えれば、とうてい満足できるものでないことは言うまでもありません。さらに、生活保護を受けられる人は、四十二年度予算でわずか百三十九万人です。しかるに、厚生白書は、わが国の低所得階層を千百万人ないし千二百万人と言つております。これらの人々は、生活保護も受けられず、しかも消費者米価の値上げや医療費の値上げをはじめ、物価上昇のしわ寄せをまともに受けてしまらぬですが、人間尊重を口にする総理は、こうしたところにこそ政治の力を大いに發揮すべきであると思うのであります。このほか、身体障害者に対する援助、老人福祉、母子福祉等々、政治の片隅に押され、やられている人々にこそ、あたたかい政策を要求してやまないのであります。

われわれは、社会の繁栄とともに、国民大衆の生活が豊かになり、しあわせになる政治を目標とし、以上のように大衆福祉に背を向けた四十二年度予算案に反対するものであります。

以上、若干の反対理由をあげて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 高山恒雄君。

〔高山恒雄君登壇、拍手〕

○高山恒雄君 私は、民主社会党を代表して、ただいま議題となつております昭和四十二年度予算三案に反対の討論を行ないます。

申すまでもなく、本予算案は、佐藤内閣が総選挙の洗礼を受けて初めてのもので、佐藤内閣の性格を判断する上に、きわめて重要な意味を持つものであります。しかしながら、予算審議を通じて、はなはだ遺憾に思うのは、国民の熱望する諸

問題について、政府は何ら納得のいく回答を与えていないのです。

私が本案に反対する第一の理由は、本予算案が景気刺激する大型予算であり、景気過熱を助長するおそれを持っているからであります。現在のわが国経済は、一見、景気が回復したかに見えますが、実はまさに微妙に変化しつつあります。

すなわち物価の上昇、民間設備投資の過当競争など、従来私どもが警告し続けてきました経済構造の欠陥による現象を露呈しております。ところが、政府は相変わらず目先の景気の小康を保つため終始しておりますが、私は佐藤内閣のため惜しいものであります。政府は、この予算案が景気に對して中立警戒的だと言つておりますが、昨年と今年の経済は全く様相が異なつてゐるのです。いまこそ、政府は構造改善についての抜本策を講じない限り、再び深刻な不況を誘発するおそれがあると、憂慮いたすのであります。

第二の理由は、本案が財政の基本原則を無視した國債の大額発行であります。昨年の下期からの経済立ち直りも、つかの間、早くも過熱への危険が叫ばれるに至っております。したがつて、この段階においては、できるだけ財政を圧縮する努力をすべきであります。特に四十二年度は、七千五百億もの税の自然増収が見込まれてゐるにもかかわらず、昨年を上回る国債の発行は、日銀の信用インフレを増大するものであります。

第三の理由は、この予算案が、公約不履行、物価高予算であるからであります。政府は選挙中、消費者米価などの公共料金については絶対値上げしないと言ひながら、この予算案では、消費者米価一四・四%、健康保険料の値上げなどに踏み切

り、みずから物価上昇のとをつくつております。期待された減税についても、初年度一千百億にとどまり、一連の公共料金値上げにより実質的には増税となつてゐるのであります。また、公約事項である地域アンバランス是正、並びに住宅の大規模建設、中小企業対策など国民生活向上の対策には、いずれも国民の期待を裏切る額にとどま

ります。また労働者、農民、中小企業者は、みずから生きる権利と生業を守る道を要求して戦い続けている。わが党は、これらの要求にこたえる具體策を各分野にわたつて明らかにし、たとえば、

汚職、腐敗の一掃については、独占資本、財界から政治献金の全面禁止などの抜本策を提案しましたが、佐藤内閣はこれを拒否しています。住宅問題についても、わが党は、低家賃公営住宅を主

題にして、年間百万戸以上を建設し、数年間でこれ度に欠ける点であります。すなわち、一たん国債が発行されると、予算はとめどもなく膨張するものであります。したがつて、これを規制する方

法は、きびしい行政の節度をもつて臨むほかないものであります。ところが、この予算案では、五つの公団、公社が新設され、政府は何らの行政努力も行なつておりません。私は、このような予算をそのまま容認することはできません。

以上の理由のほか、本案は、總じて特徴と重点のない無性格予算だと思います。私は、ここで佐藤内閣の財政策に對し、きびしく批判をし、反対の意向を表明いたしまして、討論を終わりたいと思うのであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十二年度予算三案に反対するものであります。

四十二年度予算案は、二つの選挙戦を通じて切実に表明された日本人民の要求に、真正面からこたえるべきものであります。ところが、事実は全く逆のものになつております。人民の声は、ま

ず、汚職、腐敗の一掃を要求しました。物価値下げと減税、さらに住宅問題の解決、公害・交通安全全対策、社会保障制度の改善などを要求しま

す。また労働者、農民、中小企業者は、みずから生きる権利と生業を守る道を要求して戦い続けています。わが党は、これらの要求にこたえる具体策を各分野にわたつて明らかにし、たとえば、

トナム侵略戦争拡大に協力しつつ、自衛隊の増強と核ミサイル化を推し進め、日米安保条約のもと

ます。この計画は、アメリカ帝国主義の狂暴な侵略戦争拡大に協力しつつ、自衛隊の増強と核ミサイル化を推し進め、日米安保条約のもと

で、米極東核戦略の一環に日本をますます深く組み入れるとともに、独占資本のために、兵器の本格的な国産化に踏み出しています。それとともに、自衛隊の適格者名簿の作成、日米共同演習、富士山レーダーの米軍基地への分岐、あるいは小選挙区制など、戦争協力と軍国主義復活を目指す政策を強めています。

第二の特徴は、対外進出費の大額増額です。これはアメリカのアジア侵略政策への経済的協力と、対米従属のもとに日本独占資本のアジア進出の野望を示す以外の何ものでもありません。

第三の特徴は、徹底した独占資本奉仕の予算であることであります。米日独占資本に対しては、一兆数千億円もの税の特權的な減免を行なつて、さらに上に、資本取引の自由化に対応するとして、独占資本の集中合併を促進させる一方、農業、中小企業、流通部門に対する系列支配と経営取りつぶしの政策を強めています。また、高速道路、工業用地、港湾、鉄道など、独占のための産業基盤の造成を推し進めて、これに巨額の国家資金を注入しています。これらは同時に、軍国主義復活の経済的基盤を固めるねらいを持つものであることは明らかであります。以上の反人民的政策を進めるために、この予算案は八千億円にのぼる赤字公債の発行、七千三百億円もの税の自然増収など、戦後最大の人材奪取をたくらんでいます。日本共産党は、このような日米独占資本に奉仕する、戦争と反動、人民生活破壊の四十二年度予算三案に反対し、次の点を要求するものであります。

まず第一に、軍事費、海外進出費及び独占資本位の公共事業費、補助金等を大幅に削減するこ

と。第二には、日米独占資本に対する特權的减免税をやめ、高度累進の税制に改め、大口脱税を徹底的に取り締まること。第三に、赤字公債の発行をやめ、財政投融資を民主化すること。このようにして生み出される財源をすべて人民のために役立てる。これを要求しまして、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これまでより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。

〔議場閉鎖〕

表決は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま

す。

〔投票執行〕

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
二百八票
百十八票

青色票		九十票	
賛成者(白色票)氏名		賛成者(白色票)氏名	
横井	太郎君	森田	正文君
森田	タマ君	植木	光教君
白井	勇君	前田	佳都男君
林田	正治君	伊藤	五郎君
横山	フク君	大谷	賛雄君
植竹	春彦君	丸茂	重貞君
鬼丸	勝之君	金丸	富夫君
中津井	真君	奥村	悦造君
佐藤	一郎君	寺尾	豊君
柳田桃太郎君		大谷	慶吉君
平泉	涉君	丸茂	重貞君
和田	鶴一君	谷村	貞治君
高橋文五郎君		柴田	榮君
大森	久司君	鈴木	万平君
野知	浩之君	天坊	裕彦君
長谷川	仁君	仲原	善一君
吉江	勝保君	迫水	久常君
豊田	雅孝君	梶原	茂嘉君
澤田	一精君	森	八三一君
石井	桂君	木内	四郎君
佐藤	芳男君	増原	恵吉君
山下	春江君	平井	太郎君
塙見	俊二君	鹿島	守之助君
近藤	鶴代君	重政	庸徳君
石原幹市郎君		田村	賢作君
古池	信三君	鹿島	俊雄君
郡	上原	赤間	文三君
祐一君		森部	隆輔君
		櫻井	志郎君
		井川	伊平君
		松野	孝一君
		青田源太郎君	
		吉武	恵市君
		小柳	牧衛君

斎藤	昇君	河野	謙三君
米田	正文君	小林	篤一君
要原	祐幸君	久保	勘一君
北畠	教真君	西村	尚治君
中村喜四郎君		内藤寅三郎君	
任田	新治君	土屋	義彦君
藤田	正明君	岡本	悟君
高橋雄之助君		楠	正俊君
奥村	悦造君	玉置	和郎君
寺尾	豊君	日高	広為君
寺尾	豊君	山本	杉君
谷口	慶吉君	谷口	慶吉君
柴田	榮君	後藤	義隆君
鈴木	万平君	竹中	恒夫君
天坊	裕彦君	中野	文門君
仲原	善一君	西田	信一君
迫水	久常君	田中	茂穂君
梶原	茂嘉君	八木	一郎君
森	八三一君	西郷吉之助君	
木内	四郎君	林屋龜次郎君	
増原	恵吉君	杉原	荒太君
平井	太郎君	青木	一男君
鹿島	守之助君	小山邦太郎君	
重政	庸徳君	小林	章君
田村	賢作君	井川	伊平君
鹿島	俊雄君	松野	孝一君
赤間	文三君	青田源太郎君	
森部	隆輔君	吉武	恵市君
櫻井	志郎君	小林	武治君
井川	伊平君	松平	勇雄君
松野	孝一君	青田源太郎君	
青田源太郎君		吉武	恵市君
高橋	衛君	小柳	牧衛君
中山	福藏君		

反対者(青色票)氏名	原田 立君	林 塚君	五十名
黒柳 明君	矢迫 秀彦君	野上 元君	竹内 五郎君
瓜生 清君	中澤伊登子君	山本伊三郎君	松永 忠二君
市川 房枝君	中尾 辰義君	北村 暢君	鈴木 強君
浅井 亨君	片山 武夫君	阿部 竹松君	藤田 藤太郎君
二宮 文造君	北條 篤八君	占部 秀男君	森 元治郎君
高山 恒雄君	多田 省吾君	鈴木 壽君	永岡 光治君
宮崎 正義君	小平 芳平君	秋山 長造君	岡 三郎君
向井 長年君	渋谷 邦彦君	藤田 進君	成瀬 輝治君
鈴木 一弘君	中村 正雄君	亀田 得治君	大倉 精一君
辻 武寿君	鈴木 市藏君	近藤 信一君	椿 繁夫君
達田 龍彦君	前川 旦君	横川 正市君	木村福八郎君
戸田 菊雄君	竹田 現照君	佐多 忠隆君	岡田 宗司君
山崎 昇君	木村美智男君	藤原 道子君	加藤シヅエ君
村田 秀三君	小野 明君	羽生 三七君	矢山 有作君
田中寿美子君	大森 賢一君	森中 守義君	森中 小柳 勇君
松本 大矢 正君	大森 創造君	大河原 一次君	大河原 一次君
柴谷 要君	森 守義君	森中 守義君	森中 小柳 勇君
中村 英男君	伊藤 顯道君	伊藤 顯道君	伊藤 顯道君
田中 久保 等君	岩間 正男君	岩間 正男君	岩間 正男君
森 森 勝治君	野坂 參三君	野坂 參三君	野坂 參三君
中村 波男君	春日 須藤 五郎君	春日 須藤 五郎君	春日 須藤 五郎君
柳岡 秋夫君	大橋 和孝君	大橋 和孝君	大橋 和孝君
吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君
小林 武君	鶴園 哲夫君	小林 武君	鶴園 哲夫君
林 虎雄君	千葉千代世君	林 虎雄君	千葉千代世君

○議長(重宗雄三殿) 日程第四、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長の報告を求めます。

委員長 大矢正君。

○議長(重宗雄三殿) 日程第四、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長の報告を求めます。

右全会一致をもつて可決すべきものと認決しました。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十四日
参議院議長 重宗 雄三殿

案 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

案 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

3 前条第一項第七号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなしが、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第十三条及び第三十九条の規定の適用について、同法第十九条の二第三項に規定する業務とみなす。

5 第二十五条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

六 第二十三条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 自営支度金の支給基準及び支給方法

六 第二十三条第一項第七号に規定する債務の保証の方法

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十二年度石炭対策特別会計予算に自営支度金二千四百二十万円、開業資金保証費四百四百万円、就職促進手当の増額分として一億三千万円が計上されている。

七 炭鉱離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、並びに必要な資金の借入れのあつせん及び借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第二十四条に次の二項を加える。

3 前条第一項第七号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなしが、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第十三条及び第三十九条の規定の適用について、同法第十九条の二第三項に規定する業務とみなす。

九十九号)の一項を次のように改正する。

第十七条第一項中「五百七十円以上ある者に十を乗じて得た額が五百七十円」を「政令で定める額以上ある者については、当該政令で定める額、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が五百七十円」に改める。

第十七条第二項中「扶養親族一人につき二十円(子のうち一人を除いた子については、十円)」を「政令で定める額」に改める。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七 炭鉱離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、並びに必要な資金の借入れのあつせん及び借入れに係る債務の保証を行なうこと。

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「雇用促進事業法」の下に「第十九条の二第一項及び第二項」を加え、「第十九条の二第二項」を削る。

第四十四条中「移住資金若しくは第二十三条第三項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者」を「援護業務として行なわれる給付金の支給を受けることとなつた者」に、「移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当」を「次条に規定する給付金以外の給付金」に改める。

第四十四条の二中「就職促進手当」の下に「又は移住資金、第二十三条第一項第二号の手当若しくは自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する炭鉱離職者に對して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）」を加え。

附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の額については、この法律による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお從前に例による。

〔大矢正君登壇、拍手〕
○大矢正君　ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、現行法の期限が昭和四十三年三月三十日までとなつているのを、石炭鉱業審議会の答申が石炭鉱業の安定目標年度を四十五年度としていることにかんがみ、この臨時措置法も、同

年度末、すなわち四十六年三月三十一日まで延長存続させることにするとともに、雇用促進事業団の行なう援護業務として、新たに事業を始める離職者に対する自営支度金の支給、及び開業資金借り入れの債務保証を追加する等をおもな内容としております。

委員会におきましては、炭鉱離職者対策の基本方針、炭鉱における労働力不足問題、石炭鉱山の保安対策等をはじめ、自営支度金及び開業資金の債務保証の基準等について質疑を行ない、特に離職者の自営について、開業の相談指導、債務保証について無担保保証の限度額の引き上げが望まされましたが、その詳細は会議録に譲ることといたしました。

質疑を終わり、別に討論もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）
○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔大矢正君登壇、拍手〕
○大矢正君　ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、現行法の期限が昭和四十三年三月三十日までとなつているのを、石炭鉱業審議会の答申が石炭鉱業の安定目標年度を四十五年度とすることにかんがみ、この臨時措置法も、同

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

右

船舶積量測度法の一部を改正する法律案

昭和四十二年四月二十六日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

【審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載】
右
船舶積量測度法の一部を改正する法律案
昭和四十二年四月二十六日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
4 船舶法第四条第二項及び第三項の規定は、前項の積量の改測について準用する。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君　ただいま議題となりました船舶積量測度法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

船舶積量測度法は、船舶のトン数を算定するための基準、方法等を定めているものであります。

現行法におきましては、上甲板上などにある貨物船その他特定の場所に一定の開口を設けた場合には、これらの場所は総トン数に算入しないことになりますが、このような開口を設けることは、船舶の安全上必ずしも好ましいものとは申しがたいものでありますので、この改正案は、諸外国の例にもならつて、このような開口を開鎖しても、これらの場所は従来と同様に総トン数に算入しないことにしようとするものであります。

委員会におきましては、質疑の後、討論に入ましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以下御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、こ

けるまでの間は、なお從前の例による。

3 改正前の船舶積量測度法の規定により積量の測度を受けた船舶の所有者であつて、改正後のものは、船籍港を管轄する管海官庁にその船舶の積量の改測を申請することができる。

4 船舶法第四条第二項及び第三項の規定は、前項の積量の改測について準用する。

船舶積量測度法の一部を改正する法律案
船舶積量測度法（大正三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「上甲板上」の下に「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三条ノ規定ニ依り満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要スル甲板二層以上ヲ備フル船舶ニシテ満載吃水線ノ位置ガ主務大臣ノ定ムル位置ニ在ルモノニ在リテハ上甲板ト上甲板ヨリ第二層ニ在ル甲板トノ間及上甲板上」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 改正前の船舶積量測度法の規定により積量の測度を受けた船舶の総トン数及び純トン数については、次項又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第九条の規定による積量の改測を受

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長松永忠二君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

住宅融資保険法の一部を改正する法律案

住宅融資保険法の一部を改正する法律案

住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の下

金庫、商工組合中央金庫」を、「信用金庫」の下一部を次のように改正する。

第二条第三号中「無尽会社」の下に「農林中央

合」を、「信用協同組合、農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会」に改める。

第五条及び第八条中「八十」を「九十」に改める。
第九条第一項中「三月」を「二月」に改める。

附 則

〔施行期日〕
1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に始まつた保険料期間に係る保険料の額及び当該保険料期間中に発生した保険事故に係る保険金の額については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に保険事故が発生した場合における住宅融資保険法第九条第一項の期間について、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、その期間の末日が昭和四十二年七月三十一日後であるときは、同日の経過とともにその期間が満了するものとする。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

同年にその期間が満了するものとする。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理事補正候補者。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 ただいま議題となりました住宅融資保険法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げま

す。

本法律案は、これまでの実績にかんがみ、住宅融資保険制度を利用できる金融機関の範囲に農林中央金庫等を加えるとともに、保険事故が発生した場合の保険金のてん補率を八〇%から九〇%に引き上げ、また、保険金を請求できない期間を三カ月から二カ月に短縮する等の改正を行ない、民間住宅建設に対する融資面を強化し、その利用を促進しようとするものであります。

当委員会においては、住宅融資保険の実績、住宅金融公庫のあり方、並びに住宅対策全般にわたり、質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

同年にその期間が満了するものとする。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年五月二十五日

文教委員長 大谷藤之助
参議院議長 重宗 雄三殿

著作権法の一部を改正する法律案

第五十二条の改正規定を次のよう改める。
第五十二条中「三十五年」を「三十七年」に改め、

第三条に次の二項を加える。

第六条中三十一年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第

二十二条ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外當分ノ間

三十二年トス

第二十二条第一項中十年トアルハ當分ノ間十二年トス

第三十二条第一項中十年トアルハ當分ノ間十二年トス

一、委員会の決定の理由
要領書

本法律案は、著作権制度全面改正について、

なお若干の期日を要するため、暫定的に五ヶ年

間延長されて一般著作物の著作権保護期間をさらに二年間延長しよとするもので、妥当

な措置と認める。

なお、団体名義著作物および写真の著作権の保護期間についても別紙のような修正を行なつた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

<p>著作権法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。</p> <p>昭和四十二年三月二十二日</p> <p>内閣總理大臣 佐藤 栄作</p> <p>著作権法の一部を改正する法律案 著作権法の一部を改正する法律案</p> <p>著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部 を次のように改正する。</p> <p>第五十二条中「三十五年」を「三十七年」に改め る。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。ただし、 この法律の施行前に著作権の消滅した著作物につ いては、適用しない。</p>

<p>〔補正後君登壇、拍手〕</p> <p>○補正後君 大だいま議題となりました著作権法 の一部を改正する法律案について、文教委員会に おける審議の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、昭和三十七年以降、政府において 行なわれている本法の全面的改正作業がいまだ完 了せず、なお若干の時日を要するため、これまで 二回にわたって延長されてきた一般著作権の保護 期間を、さらに二年間暫定的に延長しようとする ものであります。</p> <p>委員会におきましては、著作権制度審議会の答 申内容、これを受けた政府の改正作業の進行状 況、写真、映画、レコード等における著作権保護 の問題、教科書等教育目的に利用される際の著作 権制限の問題、来月行なわれるベルヌ条約ストラ ス。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ て、本案は全会一致をもって委員会修正どおり議</p>
--

<p>〔鹿島俊雄君登壇、拍手〕</p> <p>○議長(重宗雄三君) 别に御発言もなければ、こ れより採決をいたします。</p> <p>本案の委員長報告は修正議決報告でございま す。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>参議院議長 重宗 雄三殿</p> <p>衆議院議長 石井光次郎</p> <p>理化学研究所法の一部を改正する法律案 理化学研究所法の一部を改正する法律案</p> <p>第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。 第十一条に次の二項を加える。</p> <p>5 监事は、監査の結果に基づき、必要があると 認めるときは、理事長又は内閣總理大臣(第三 十七条の規定により委任された場合には、科学 技術府長官)に意見を提出することができる。</p> <p>第十四条第一号を次のように改める。</p> <p>一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者</p>
--

<p>タホルム改正会議の動向等について、きわめて熱 心な質疑を行なわれましたが、その詳細は会議録 で御承知願いたいと存じます。</p> <p>質疑を終了し、討論に入りましたところ、ま ず、補委員から各党各派を代表して修正案が提出 されました。その内容は、これまで延長措置をさ れていた団体名義著作物及び写真の著作権 の保護期間についても、この際、一般著作権と同 様に、暫定的に二年間延長するものであります。</p> <p>その理由は、団体名義著作物及び写真の著作権の 保護期間については、公表後五十年間とするとの 審議会答申がすでになされていることも勘案し、 これを二年間暫定延長することにより、その間に おけるこれら著作権の消滅を防止し、一般著作権 の保護との均衡をはかるためであります。次い で、秋山委員から本修正案並びに修正部分を除く 原案に対して賛成討論が行なわれました。</p> <p>討論を終わり、採決の結果、本法律案は、全会 一致をもって修正議決すべきものと決定いたしま した。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決し た。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>昭和四十二年五月十八日</p> <p>〔鹿島俊雄君登壇、拍手〕</p> <p>○鹿島俊雄君 登壇、拍手</p> <p>理化学研究所法の一部を改正する法律案 理化学研究所法の一部を改正する法律案</p> <p>○鹿島俊雄君 登壇、拍手</p> <p>研究所法の一部を改正する法律案について、商工 委員会における審査の経過並びに結果を御報告申 し上げます。</p> <p>本改正案は、研究所の施設が狭隘に、かつ、老 朽化しているので、埼玉県大和町に新たに研究施 設の建設を進め、すでに過半が完成しております ので、この際、主たる事務所を、東京都から埼玉 県に移し、あわせて、監事の権限及び役員の欠格 事由等の規定を整備しようとするとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、参考人を招致し、意見 を徴するとともに、移転の状況、今後の工事計 画、民間出資などから、委託研究等の研究事業内 容等に至るまで、熱心なる質疑を行ないました が、その詳細は会議録に譲ることといたします。</p> <p>質疑を終り、別に討論もなく、採決の結果、 全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。</p> <p>以上報告を終わります。(拍手)</p> <p>○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ れより採決をいたします。</p>
--

を除く。)

第十六条に次のただし書きを加える。

ただし、内閣總理大臣の承認を受けたとき

は、この限りでない。

第三十七条第二号中「第二十七条第一項」を「第

十六条ただし書き及び第二十七条第一項」に改める。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿

島俊雄君。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

第十六条に次のただし書きを加える。

ただし、内閣總理大臣の承認を受けたとき

は、この限りでない。

第三十七条第二号中「第二十七条第一項」を「第

十六条ただし書き及び第二十七条第一項」に改める。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿

島俊雄君。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、地方公務員災害補償法案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

右
地方公務員災害補償法案

国会に提出する。

昭和四十二年五月八日

内閣総理大臣 佐藤 築作

地方公務員災害補償法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基金(第三条・第二十三条)

第三章 補償及び福祉施設(第二十四条・第四十一条)

第四章 費用の負担(第四十九条・第五十条)

第五章 不服申立て及び訴訟(第五十一条・第六十八条)

第六章 雑則(第五十七条・第六十八条)

第七章 非常勤の地方公務員(第六十九条・第七十一条)

第八章 罰則(第七十二条・第七十四条)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公務員の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡)をいう。以下同じ。)

〔賛成者起立〕

に対する補償(以下「補償」という。)の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償を行なう基金の制度を設け、その行なう事業に關して必要な事項を定めることとに、その他地方公務員の補償に關して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「職員」とは、常時勤務にすることを要する地方公務員(常時勤務に服務する者を除く。)をいふ。
議が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)をいふ。

第三条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間)にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいふ。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた

給与の総額をその勤務した日数で除して得た

金額をいふ。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額に

ついて前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

三 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調

整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔離地手当、べき地手当、農林漁業改良普及手

当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び自治省令で定める手当(第一項の政令で定める者にあつては、これらの給与に相当する給与)とする。

四 第二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算し

た平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

五 前二項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、自治省令で定める。

六 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

七 第二章 基金

(設置)

第三条 職員についてこの法律(第七章を除く。)に定める補償を実施し、及び公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をするため、地方

公務員災害補償基金(以下「基金」という。)を設置する。

四 基金は、法人とする。

(事務所)

第五条 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市ごとに置く。

六 第五条 基金は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

七 名称

官報(号外)

三 事務所の所在地
四 資産に関する事項
五 運営審議会に関する事項
六 役員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 負担金に関する事項
九 会計に関する事項
十 公告の方法
十一 定款の変更（政令で定める事項に係るもの）
十二 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記をしなければならない。
十三 登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができる。
（民法の準用）
第十七条 基金（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。
（役員）
第八条 基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。
第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。
第十条 理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
十一 監事は、基金の業務を監査する。
十二 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。
（役員の任命及び任期）
第十二条 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。
第十三条 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。
（地方公共団体の機関）
第十四条 基金は、基金の健全な運営が圖られるよう、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。
第十五条 基金の役員及び事務職員の公務員たる性質）事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
（事業年度）
第十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。
（事業計画及び予算）
第十七条 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成して、自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画及び予算に自治省令で定める重要な変更を加えようとすると同様とする。
（決算）
第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
（業務規程）
第十九条 基金は、その業務を執行するために必要な事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事会に建議することができる。
（借入金の制限）
第二十条 基金は、前項の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。
（自治大臣の権限）
第二十一条 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に關して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財
命する。
三 3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 役員は、再任されることができる。
（運営審議会）
第十二条 基金に運営審議会を置く。
第十三条 委員は、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教육委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣が任命する。
（一 定款の変更）
二 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。
三 每事業年度の事業計画及び予算並びに決算
四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
（業務規程）
第五条 基金は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要な事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事会に建議することができる。
（決算）
第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
（補償の実施）
第二十四条 基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて補償を行なう。
（補償の種類）
第二十五条 基金の行なう補償の種類は、次に掲げるものとする。
一 療養補償
二 休業補償
三 障害補償
四 遺族補償
五 葬祭補償
（第二十六条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかる。）

かつた場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

第二十七条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

(休業補償)

第二十八条

職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合における給与を受けないときは、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の六十に相当する金額を支給する。

6

(障害補償)

第二十九条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合には、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害

が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体傷害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害の等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。
一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号による。

第三十一条 遺族が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対しても、遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていない場合)は、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

第三十二条 遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていない場合)

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上の等級による。

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上の等級による。

4

前項第一号の規定による等級による障害補償

の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえないものとする。ただし、同号の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

5

身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、自治省令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる行なら。

6

障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表中の他の等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

(休業補償及び障害補償の制限)

第三十条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれら的原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償又は障害補償は、自治省令で定めるところにより、その全部

が終了したとき。

7

前二号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、自治省令で定める廃疾の状態にあること。

(休業補償及び障害補償の制限)

第三十一条 職員が死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していくと予みなす。

(遺族補償)

第三十二条 職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対しても、遺族は、配偶者(婚姻の届出をしていない場合)は、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償)

第三十三条 遺族が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対しても、遺族は、配偶者(婚姻の届出をしていない場合)は、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償)

第三十四条 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

が、職員の死亡の当時実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。(以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていない場合)は、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以外の者にあつては、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

5 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

6 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

7 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

8 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

9 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

10 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

11 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

12 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

13 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の

規定期にかかるらず、同項に規定する額をその人

の年額の百分の二十五に相当する額

の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

2

(号外)

者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。
第三十五条 遺族補償年金を受ける権利を有する者所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の所在が明瞭かでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは次順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十三条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「その増減を生じた月」とあるのは、「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

第三十六条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けられることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死させた者は、遺族補償を受けない。

三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者及び兄弟姉妹

4 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

5 遺族補償年金を受けることができる先順位又は実父母を後にする。

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者らにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者ら特に指定した者がある場合には、その順序とし、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。

4 第三十八条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額(第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額を控除した額)とする。

2 第三十三条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族からの排除)

第三十九条 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死させた者は、遺族補償を受けない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けられることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死させた者は、遺族補償を受けない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償年金の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。第三十七条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

1 配偶者

2 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

5 遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(葬祭補償)

第四十二条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対し、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

(死亡の推定)

第四十三条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が不明となる場合は、遺族補償及び葬祭補償の支給に關する規定の適用については、その船員が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第四十四条 この章の規定による補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第三十二条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(補償の手続)

第四十五条 基金は、この章の規定による補償を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務に

より生じたものであるかどうかをすみやかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。

2 基金は、前項の規定による認定をするに当たつては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならぬ。

(船員である職員等の特例)

第四十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)

第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合には、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

(補種施設)

第四十七条 基金は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関する必要な次の施設をするよう努めなければならない。

一 外科後処置に関する施設

二 休養又は療養に関する施設

三 リハビリテーションに関する施設

四 義肢・義眼・補聴器等の補装具の支給に関する施設

五 その他必要と認める施設

(自治省令への委任)

第四十八条 この章に定めるもののほか、基金の行なう補償及び前条の施設に関する必要な事項は、自治省令で定める。

第四章 費用の負担

(費用の負担)

第四十九条 基金の業務に要する費用は、地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。)の負担金をもつて充てる。

2 前項の負担金の額は、政令で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとにその額を定める。

との職員に係る給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により支払われる給与(退職手当を除く。)の総額をいうものとする。

第五十条 地方公共団体は、前条の規定により負担すべき金額を、自治省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

第五章 不服申立て及び訴訟

(審査請求等)

第五十一条 基金が行なう補償に関する決定(次項の決定を除く。)に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対しても審査請求をすることができる。

第五十二条 基金が行なう補償に関する決定(次項の決定を除く。)に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対して審査請求をすることができる。

第五十三条 基金が行なう補償に関する決定(次項の決定を除く。)に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対して審査請求をすることができる。

第五十四条 審査会は、委員会をもつて組織する。

第五十五条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する处分の取消の訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができる。

第五十七条 基金の行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第五十八条 地方公共団体は、基金がこの法律による補償を行なつた場合には、同一の事由について、その額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)又は民法による損害賠償の責めを免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第五十九条 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行なつ

を定める。

6 会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

第五十四条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五十五条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する处分の取消の訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができる。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから選ばれる事務所の長が委嘱する。

3 第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

第六章 雜則

(不服申立ての前置)

第五十七条 基金の行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第五十八条 地方公共団体は、基金がこの法律による補償を行なつた場合には、同一の事由について、その額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)又は民法による損害賠償の責めを免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第五十九条 基金は、補償の原因である災害が第三者的行為によつて生じた場合に補償を行なつ

たときは、その額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その額の限度において補償の義務を免れる。

3 前項の場合は、報告、出頭等

第六十条 基金は審査会若しくは支部審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるとする者は、基金から補償を受け若しくは受けようとする者は又はその他の関係人に對して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができることとする。

2 前項の規定により出頭した者は、自治省令で定めるところにより、旅費を受けることができる。

3 第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

第六章 雜則

(二時差止め)

第六十一条 基金から補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくして、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

2 前項の規定により、旅費を受けることができる。

3 第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

第六十二条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 补償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供されし、又は差し押えることはできない。

(時効)

第六十三条 补償を受ける権利は、二年間(障害補償及び遺族補償については、五年間)行なわないときは、時効によつて消滅する。

(期間の計算)

第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

(官) 報 (外)

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(無料証明)

第六十六条 基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者は、職員の戸籍に因して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(他の法律の適用除外)

第六十七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章及び船員法第十章の規定は、職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員に因して適用しない。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、職員に因して適用しない。

(地方公務員法との関係)

第六十八条 この法律の規定により地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五条第四項に規定する制度とする。

第七章 非常勤の地方公務員

(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外による公務上の災害に対する補償の制度が定められていなものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

(不服申立て等)

第七十条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に因して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中

断に因しては、裁判上の請求とみなす。

(職員に関する規定の準用)

第七十一条 第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項

の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

第八章 罰則

第七十二条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は基金に使用され、その事務に従事する者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、一万円以下の過料に処する。

第七十五条 この法律の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(この法律の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廢疾となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償について

は、なお從前の例による。当該補償に係る他の法令による給付との調整についても、同様とする。

(死後の推定の特例)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の設立)

第二条 都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会及び都道府県公安局委員会の全国的連合組織は、昭和四十二年十月二十日までに、そ

れぞれ一人の基金の設立委員を選任しなければならない。

第三条 設立委員は、昭和四十二年十一月十五日までに、第五条第一項に掲げる事項につき定款

を定め、並びに基金の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

(職員の死亡に係る遺族補償年金)

第六条 施行日から五年以内に、職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に因し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年

金の最初の支払に先づて申し出たときは、基

金は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、そ

の支給を停止する。

3 第一項の一時金は、この法律の規定に適用に

ついては、遺族補償年金とみなす。

4 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されべき遺族補償年金の支給が第二項の規定によ

り停止されている場合は、当該遺族補償年金につ

いては、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定は、

適用しない。

5 前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基

づく条例で定めるところにより、第一項の一時

金に相当する補償の支給を受けた者に支給されべき遺族補償年金に相当する補償の支給が停

止されている場合について準用する。

6 第二項の規定による遺族補償年金の額は、当分の間、第三

十八条第一項の規定にかかる既に支給された遺族

災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定による遺族補償年金との均衡を考

慮して政令で定める額(第三十六条第二号の場

合にあつては、その額から既に支給された遺族

補償年金の合計額を控除した額)とする。

(他の法令による給付との調整)

第七条 遺族補償年金の額は、當該補償の事由と

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

なつた身体障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

(平均給与額の特例)

官報(号外)

第九条 第二条第二項の平均給与額を計算する場合において、同項に規定する期間中に、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十一号)附則第二条第五項の規定による職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日があるときは、当該休暇の日を第二条第四項第四号に規定する職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日とみなす。

(労働者災害補償保険法による保険関係の消滅)

第十条 施行日の前日に職員に関し労働者災害補償保険法による保険関係が成立している事業の事業主たる地方公共団体の当該事業についての保険関係は、同日に消滅するものとする。

(経過措置についての政令への委任)

第十二条 附則第四条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員法の一部改正)

第十三条 第二項第一号中「公務災害補償」を削る。

第十四条 第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。

3 前項の補償に関する制度には、次に掲げる

事項が定められなければならない。

一 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する必要な療養又は療養の費用の負担に関する必

項

療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得

の喪失に対する補償に関する事項

三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対

する補償に関する事項

四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死

亡の当時その収入によつて生計を維持した者の受けける損害に対する補償に関する事項

4 第二項の補償に関する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国

の制度との間に権衡を失しないよう適当な考課が払わなければならない。

第五十八条第三項本文中「第八十五条、第八十六条、第八十九条から第九十三条まで」を「第七十五条から第九十三条まで」に、「第九十六条」を「第八十九条」に改め、同項ただし書中「第八十五条、第八十六条及び」及び「中勤務条件に関する部分第九十六条」を削り、

「職員」の下に「同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条规定は、地方公務員災害補償法(昭和四十年法律第一号)第二条第一項に規定する者以外の職員」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)

第六条 第二項第一号中「公務災害補償」を削る。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正等に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員について都道府県が負担することとしている公務災害補償に関する制度、附則第十四条から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過

法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分を除く。」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第十四条 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十五条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

(義務教育費国庫負担法第一号)第四十九条の規定により公

立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について

都道府県が地方公務員災害補償基金に対し

て負担すべき負担金のうち、補償に要する

費用に係る部分に要する経費

(公立義務学校整備特別措置法の一部改正)

第十六条 公立義務学校整備特別措置法(昭和三

年法律第一百五十二号)の一部を次のように改

正する。

(市町村立学校職員給与負担法第一号)第四十九条の規定により公務災害補償法(昭和四十二年法律第一号)第四十九条の規定により公務災害補償法(昭和四十二年法律第一号)第二条第一項に規定する者以外の職員」を加える。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十八条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第六百五十二号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十条 第二項第一号を次のように改

正する。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正等に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員について都道府県が負担することとしている公務災害補償に関する制度、附則第十四条から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過

措置は、政令で定める。

(警察法の一部改正)

第五十六条第三項中「服務並びに公務災害補償」を「並びに服務」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八十六条 第二項中「労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働

者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十二条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第五号)の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時」に改める。

第九十二条の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」を「地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときはこれらが支給さ

れる間」に改める。

第九十七条 第二項を次のように改める。

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調

整)

第九十七条 第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償に

「船員組合員が公務によらないで病氣にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。
 第百三十六条第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病氣にかかり、若しくは負傷した場合」を削る。

第九十七条		第九十一条	
給料年額	俸給年額	給料年額	俸給年額
労働基準法第七十九条の規定による 遺族補償又はこれに相当する補 償が行なわれることとなつたとき は六年間、労働者災害補償保険法 の規定による遺族補償年金が支給 されることとなつたときはその遺族 補償が行なわれる間	国家公務員災害補償法の規定によ る障害補償年金が支給されること となつたときはその障害補償年金 が支給される間	労働基準法第七十七条の規定によ る障害補償又はこれに相当する補 償が行なわれることとなつたとき は六年間、労働者災害補償保険法 の規定による障害補償年金が支給 されることとなつたときはその障害 補償が行なわれる間	国家公務員災害補償法の規定によ る障害補償年金が支給されること となつたときはその障害補償年金 が支給される間
第九十七条	第九十一条	第八十六条第二項	第八十六条第二項

第八十六条第二項の表中		第八十六条第二項	
地方公務員災害補償法(昭和四 十二年法律第五十号)	国家公務員災害補償法(昭和二 十六年法律第百九十一号)	地方公務員災害補償法(昭和二 十二年法律第五十号)	国家公務員災害補償法(昭和二 十六年法律第百九十一号)
公務傷病がなおつた時又は労働基 準法(昭和二十六年法律第百九十一 号)の規定による療養補償若しくは 打切補償若しくはこれに相当する 補償を受けた時	公務傷病がなおつた時	公務傷病がなおつた時又は労働基 準法(昭和二十六年法律第百九十一 号)の規定による療養補償若しくは 打切補償若しくはこれに相当する 補償を受けた時	公務傷病がなおつた時
労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号)第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者災害補償保 険法(昭和二十二年法律第五十号) の規定による療養補償若しくはこれ に相当する補償が支給され たときは、これらが支給され ることとなつたときはその療養 補償が支給される間	労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号)第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者災 害補償保険法(昭和二十二年法律 第五十号)の規定による療養 補償若しくはこれに相当する 補償が支給され、又は長期傷 病補償給付が行なわ れたときは、これらが支 給されることとなつたとき はその療養補 償が支給され ることとなつたときは これらの保 險給付が行 なわ 	労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号)第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者災 害補償保険法(昭和二十二年法律 第五十号)の規定による療養 補償若しくはこれに相当する 補償が支給され たときは、これらが支 給されることとなつたとき はその療養 補償が支給 され ることとなつたときは これらの保 險給付が行 なわ れる間	労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号)第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者災 害補償保険法(昭和二十二年法律 第五十号)の規定による療養 補償若しくはこれに相当する 補償が支給され たときは、これらが支 給されることとなつたとき はその療養 補償が支給 され ることとなつたときは これらの保 險給付が行 なわ れる間

改める。

第一百六十二条の次に次の二条を加える。

(公務傷病年金と障害補償年金との調整)

第一百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めることにより同法の規定による障害補償年金に相当する補償(以下この条において「障害補償年金」という。)が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額(当該金額が障害補償年金の額をこえるときは、障害補償年金の額に相当する金額)の支給を停止する。

第一百六十三条の二を第一百六十三条の三とし、第一百六十三条の次に次の二条を加える。

(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第一百六十三条の一 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めることにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

第一百七十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加え
る。

五 地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金

第一百二条の表第八十六条第二項の項中	
障害補償若しくはこれに相当する 補償	障害補償
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律 第五十号)の規定による療養補償又はこれ に相当する補償が支給されている 者にあつては、「公務傷病がな おつた時」	労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号)第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者災 害補償保険法(昭和二十二年法律 第五十号)の規定による療 養補償若しくはこれに相当する 補償が支給され、又は长期傷 病補償給付が行なわ れたときは、これらが支 給されることとなつたとき はその療養 補償が支給 され ることとなつたときは これらの保 險給付が行 なわ れる間
改め、同表第九十二条の項中	改め、同表第九十二条の項中

改め、同表第九十七条の項中 「遺族補償若しくはこれに相当する補償」

を「遺族補償若しくはこれに相当する補償 遺族補償」

地方公務員災害補償法の規定による遺族補償が支給されることが、これに相当するときは、これらが支給される間

改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、若しくは長期傷病補償給付が行なわれる事由が生じたことにより、この法律の施行の際に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正前の地方公務員等共済組合法」という。)第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金の支給については、なお従前の例による。労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給される事由が生じたことにより、この法律の施行の際に改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

2 この法律の施行前の公務による負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり又は死亡した場合における公務による廃疾年金又は遺族年金の支給については、改正前の地方公務員等共済組合法第九十一条又は第九十七条の規定は、なおその効力を有する。

(船員保険法の一部改正)

第二十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「[場合を含む]」の下に「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)若しくは同法に基づく条例」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「[場合を含む]」の下に「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)若しくは同法に基づく条例」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「療養補償その他」を「療養補償、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)若しくは同法に基づく条例」に改める。

(国民年金法の一帯改正)

第二十四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「[場合を含む]」の下に「並びに地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)及び同法に基づく条例」を加える。

(児童扶養手当法の一帯改正)

第二十五条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)及び同法に基づく条例の規定に基く金たる補償

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第十六条 特別児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次の一号を加える。

十九 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)及び同法に基づく条例の規定に基く金たる補償

(所得税法の一部改正)

第二十七条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)

(法人税法の一部改正)

第二十八条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)

(印紙税法の一部改正)

第二十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第一号)の一部を次のように加える。

別表第三中十八の項の次に次のように加える。

十八の二 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)
員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一号)

(地方税法の一部改正)

事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の利用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。
---	--

(地方税法の一部改正)

第三十一条 地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「地方公團体共済組合」の下に「地方公務員災害補償基金」を加える。

第二百六十二条第六号中「以下同じ。」の下に「地方公務員災害補償法(昭和四十一年法律第一号)若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

第六百七十二条第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第三十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の次に次の二号を加える。

十五の三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第

号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 地方公務員災害補償法の施行に関する事務を行なうこと。

別表 第一級 等級 日数 身 体 障 害

二四〇
一 両眼が失明したもの
二 咀嚼及び言語の機能を喪したもの
三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
五 半身不随となつたもの
六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
七 両上肢の用を全廢したものの
八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
九 両下肢の用を全廢したものの

二二三
一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
三 両上肢を腕関節以上で失つたもの
四 両下肢を足関節以上で失つたもの

二一八
一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
二 咀嚼又は言語の機能を喪したもの
三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
五 両手の手指の全部を失つたもの

一六四
一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの
四 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
五 両下肢を足関節以上で失つたもの
六 両手の手指の全部を失つたもの
七 両足をリストラン関節以上で失つたもの
八 両手の手指の全部の用を喪したもの
九 両足をリストラン関節以上で失つたもの

第五級

一四二

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの
二 一上肢を腕関節以上で失つたもの
三 一下肢を足関節以上で失つたもの
四 一上肢の用を全廢したもの
五 一下肢の用を全廢したもの

一二〇

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの
二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三 鼓膜の大部の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ

二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの

三 下肢の三大関節中の二関節の用を喪したもの

四

五

六

五六

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの
二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三 大声を解することができないもの
四 香柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
五 一上肢の三大関節中の二関節の用を喪したもの
六 一下肢の三大関節中の二関節の用を喪したもの
七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの

一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの
二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十セントメートル

以上では普通の話声を解することができないもの

三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

六 上の手指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上

の手指を失つたもの

七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を喪したもの

八 一足をリストラン関節以上で失つたもの

九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの

一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの

一一 両足の足指の全部の用を喪したもの

一二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの

一三 兩側の睾丸を失つたもの

一四 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

一五 脊柱に運動障害を残すもの

一六 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用

を喪したもの

一七 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用

を喪したもの

一八 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの

第六級

一二〇

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの
二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三 大声を解することができないもの

四 香柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
五 一上肢の三大関節中の二関節の用を喪したもの
六 一下肢の三大関節中の二関節の用を喪したもの
七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの

一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの
二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十セントメートル

以上では普通の話声を解することができないもの

三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

六 上の手指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上

の手指を失つたもの

七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を喪したもの

八 一足をリストラン関節以上で失つたもの

九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの

一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの

一一 両足の足指の全部の用を喪したもの

一二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの

一三 兩側の睾丸を失つたもの

一四 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

一五 脊柱に運動障害を残すもの

一六 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上的手指の用

を喪したもの

一七 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上的手指の用

を喪したもの

一八 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの

第八級	四五〇	一	一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
		二	脊柱に運動障害を残すもの
		三	一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上的手指の用
		四	を喪したもの
		五	一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上的手指の用
		六	を喪したもの
		七	一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上的手指の用

第一級	二〇〇	第一〇級	三五〇	第九級
一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四齒以上に對し歯科補綴を加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他のにより一耳の聴力が耳殻に接しなければ 五 大声を解することができないもの 六 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 七 一足の第一の足指を含み二の手の用を廃したるもの 八 一足の足指を含み二の手の用を廃したものの 九 一手の母指を含み二の手の用を廃したものの 十 一足の足指を含み二の手の用を廃したものの 一一 生殖器に著しい障害を残すもの 一二 両眼の視力が○・六以下になつたもの 一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 一三 下肢に仮関節を残すもの 一四 下肢に骨頭節を残すもの 一五 一足の足指の全部を失つたもの 一六 脾臓又は一侧の腎臓を失つたもの	一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼の視力が○・六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手の用を廃したものの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一二 両眼の視力が○・六以下になつたもの 一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 一三 下肢に仮関節を残すもの 一四 下肢に骨頭節を残すもの 一五 一足の足指の全部を失つたもの 一六 脾臓又は一侧の腎臓を失つたもの	一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼の視力が○・六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を含み二の手の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手の用を廃したものの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一二 両眼の視力が○・六以下になつたもの 一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 一三 下肢に仮関節を残すもの 一四 下肢に骨頭節を残すもの 一五 一足の足指の全部を失つたもの 一六 脾臓又は一侧の腎臓を失つたもの	一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼の視力が○・六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を含み二の手の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手の用を廃したものの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一二 両眼の視力が○・六以下になつたもの 一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 一三 下肢に仮関節を残すもの 一四 下肢に骨頭節を残すもの 一五 一足の足指の全部を失つたもの 一六 脾臓又は一侧の腎臓を失つたもの	

第一級	二〇〇	第一級	九〇	第一級
一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 下肢の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの	一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 五 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの			
一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 五 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの	一 両眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 五 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの			

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。
- 屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当する
- 七 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
- 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
- 九 局部に神經症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

ものは、当該等級の身体障害とする。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君　ただいま議題となりました地方公務員災害補償法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。

理由の説明を開き、基金による補償制度創設の理由、基金の運営、運営審議会並びに審査会の構成、補償の内容等について熱心に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存します。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野上元君。

○議長（重宗雄三君）　日程第十、日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

のほか、義肢、義眼等の補装具の支給等の施設をすることといたしております。第三に、基金の業務に要する費用は、地方公共団体の負担金をもつて充てることといたします。第四に、非常勤の地方公務員については、地方公共団体において条例で補償の制度を定めることを義務づけておるのでございます。

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

理由の説明を開き、基金による補償制度創設の制度を確立するため、第一に、すべての常勤地方公務員の公務災害補償の実施機関として、法人たる地方公務員災害補償基金を設立することとし、基金は全国一本の組織とし、その業務の執行体制について運営審議会を置き、基金の支部として、従たる事務所を各都道府県及び六大市に設け、また、不服審査を行なうため、主たる事務所及び従たる事務所に、それぞれ審査会及び支部審査会を置くことといたしております。第二に、基

本件の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以下御報告いたします。（拍手）

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和四十一年四月二十三日

内閣総理大臣　佐藤　榮作

二昭和三十九年度貸借対照表

昭和四十年三月三十一日現在

二昭和三十九年度貸借対照表		昭和四十年三月三十一日現在	
		貸借対照表	
		(科)	(金額)
		(資産の部)	(金)
現金預金	△	△	△
受信料未収金	△	△	△
未収受信料欠損引当金	△	△	△
委託修理業務用物品	△	△	△
貯蔵品	△	△	△
前払費用	△	△	△
その他の流动資産	△	△	△
流动資産合計	△	△	△
固定資産	△	△	△
建物	△	△	△
建物減価償却引当金	△	△	△
構築物	△	△	△
構築物減価償却引当金	△	△	△
機械	△	△	△
機械減価償却引当金	△	△	△
器具什器	△	△	△
器具什器減価償却引当金	△	△	△
土地	△	△	△

建設販勘定		特定期定資産	
固定資産合計		減債用放資	
繰延勘定		前払費用	
放送債券発行差金	六〇、一〇〇、九三	放送債券発行差金	六〇、一〇〇、九三
繰延勘定合計	一六九、七五、八四九	繰延勘定合計	一六九、七五、八四九
(負債の部)		(負債の部)	
流动負債		流动負債	
短期借入金	六、一四、九三	短期借入金	六、一四、九三
未払信料前受金	一四、七三、九五	未払信料前受金	一四、七三、九五
その他の流动負債	二三、一六、三八	その他の流动負債	二三、一六、三八
流动負債合計	三〇、七六、五五	流动負債合計	三〇、七六、五五
定期借入金	一四、七三、九五	定期借入金	一四、七三、九五
放送債券	一四、七三、九五	放送債券	一四、七三、九五
长期借入金	一四、七三、九五	长期借入金	一四、七三、九五
退職手当引当金	一四、七三、九五	退職手当引当金	一四、七三、九五
固定負債合計	一四、七三、九五	固定負債合計	一四、七三、九五
負債合計	一四、七三、九五	負債合計	一四、七三、九五
(資本の部)		(資本の部)	
資本立金	一四、七三、九五	資本立金	一四、七三、九五
当期資産充当金	一四、七三、九五	当期資産充当金	一四、七三、九五
当期剩余金	一四、七三、九五	当期剩余金	一四、七三、九五
資本合計	一四、七三、九五	資本合計	一四、七三、九五
負債資本合計	一四、七三、九五	負債資本合計	一四、七三、九五

三昭和三十九年度損益計算書		昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	
科	目	金額	
事業収入	事業収入	一三三、三八、〇〇	
受信料	受信料	一三三、三八、〇〇	
交付金収入	交付金収入	一、一一〇、一四、九九	
雜収入	雜収入	六六、六五、五〇、五七九	
事業収入合計	事業収入合計	一、一一〇、一四、九九	
事業支出	事業支出	四五、七八、五七、九九	
減価償却費	減価償却費	六、六一、二七、三四九	
関連経費	関連経費	四、〇一、九八、八四四	
事業支出合計	事業支出合計	五九、五五、五七、一九	
資本支出	資本支出	八、八五七、〇三、一三一	
当期剩余金	当期剩余金	一、三三、五七、一三八	

四 昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書	
昭和三十九年度財産目録、貸借対照表および損益計算書に関する説明書	
概要	

昭和三十九年度は、三十七年度を起点とする第二次六ヵ年計画の第三年度としての諸計画を積極的に推進し、ラジオ、テレビジョン両放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実

施に努力するとともに極力受信契約者の増加につけたため財政基盤の安定を図った。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額八〇二億一、一四六万円に対し、負債総額は三五三億三、〇一七万円、資本の部における資本は三〇〇億円、積立金は四六億六、二五二万円、当期資産充当金八八億五、七〇二万円、当期剩余金一三億六、二七六万円である。

次に、損益計算書では事業収入六六六億三、五五三万円に対して事業支出は五六四億一、五七五万円、資本支出充当八八億五、七〇二万円で差引当期剩余金は一三億六、二七六万円である。

財産目録・貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

二 財産目録と貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の六五三億六、六八一万円に比べ一四八億四、五六五万円増加し、八〇二億一、一二四六万円となるが、その内容は次のとおりである。

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の七七億二、九一二万円に比べ六億九、二五五万円減少し、七〇億三、六五七万円となつたが、これは主として現金預金、受信料未収金等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。

○ 現金預金

四二億六、九七一萬円

○ 受信料未収金

二億四、六九五萬円

当年度末の受信料未収額六億一、三九五万円から、翌年度における収納不能見して差し引き、計上したものである。

○ 委託修理業務用物品

九五九萬円

放送法第九条第二項により行なつてゐる受信機委託修理業務用物品および受信障害防止用物品の当年度末棚卸額である。

○ 貨品

一億四、七二九萬円

ファイル、謝品、被服、その他事務用備品・消耗品等の当年度末棚卸額である。

○ 前払費用

五、九五九萬円

長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、外国雑誌購読料等の未経過分および前払分で翌年度の費用となるものである。

○ その他の流動資産
建物賃借保証金、電信電話債券等の有価証券および定期預金利息の未収分等である。

二三億三四四万円

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末の五一億一、五七七万円に比べ建設による増加が、これは主として現金預金、受信料未収金等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末の五一

億二、九一二万円に比べ六億九、二五五万円減少し、七〇億三、六五七万円となつたが、これは主として現金預金、受信料未収金等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。

二三億三四四万円

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末の五一

億二、九一二万円に比べ六億九、二五五万円減少し、七〇億三、六五七万円となつたが、これは主として現金預金、受信料未収金等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末の五一

区 分	金	額
建 築 物	三〇億三、三〇五万円	五億七、五五万円
機 械 械	三〇億五、六四三万円	一億四、七三万円
器 具 什 器	九六億四、三三万円	八四億三二万円
土 地		
建 設 反 勘 定		
固定資産合計	六五六億五、八九二万円	

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三〇六億三、四〇七万円に比べ四六億九、六一〇万円増加し、三五三億三、〇一七万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の二三三億六九万円に比べ二億七、九六四万円減少し、二〇一億一、七〇五万円となつたが、その内容は次のとおりである。

○ 前払費用
長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、外国雑誌購読料等の未経過分および前払分で翌年度の費用となるものである。

○ 未払金
通信費、電気料金等の未払分である。

○ 受信料未収金
放送債権利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

○ 受信料前受金
九億三、三七一萬円

翌年度分の受信料収納額で、前年度末に比べ二億一、三〇七万円の増加である。

○ 放送負債
八億五、四〇八万円

放送負債利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

○ 受信料前受金
九億三、三七一萬円

翌年度分の受信料収納額で、前年度末に比べ二億一、三〇七万円の増加である。

当年度末における固定資産の資産別内訳は、次表のとおりである。

種別	年度	昭和三十八年		昭和三十九年度		備考
		度末	増減	年度末		
放送債券	三五億九八〇万円			三五億九六〇万円		
長期借入金	七億三八〇万円			九億九六〇万円		増は新規発行、減は満期および定期抽せん
銀行	四億一〇〇万円			二六億三〇〇万円		
簡易保険局	三億八〇万円			一〇億円		
住宅公団	九〇万円			二三億、六〇万円		
合計	三五七億二三六万円			三五七億二三六万円		
		△九〇万円		△九〇万円		

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の三七億三、二七四万円に比べ一〇一億四、

九五五万円増加し、四四八億八、二二九万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 資本

前年度末二〇〇億円に当年度において、積立金から前年度、固定資産化したものに相当する額一〇〇億円を組み入れたものである。

イ 積立金

前年度末四六億六、二五一萬円に当年度末残高四四億八、八〇六万円に当

年度練入高(昭和三十八年度当期資産充当金および当期剰余金)一〇一億四、四六八

万円、固定資産偶發益等積立金の増加高一億七、三六四万円を加え、他方、固定資産の除却損等積立金の減少高二億四、三八七万円を差し引き、資本に一〇〇億円を組み入れた結果である。

ア 受信料
六五四億二七八万円

○申受信料	六四〇億八、四六六万円	有料受信契約者数が当年度内において一四六万増加し、当年度末一・七〇六万となつたため前年度の甲受信料に比べ六
		七〇六万増加である。
○乙受信料	一三億一、八一二万円	有料受信契約者数が当年度内において九〇〇万減少し、当年度末一八二万円たため前年度の乙受信料に比べ六億三、八四七万円の減少である。
イ 交付金収入	一億二、二六四万円	八四七万円の減少である。
イ 國際放送關係交付金一億二、二四四万円、運輸放送關係交付金二十万円で、前年度の一億二、一五九万円に比べ一〇五万円の増加である。	一億二、二六四万円	設備の拡張とともになら償却資産の増加によるものである。
ウ 預金および電信電話債券等の利息七億一五九万円のほか不用物品処分代金、対外	一億二、二六四万円	送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務増にともなら運用費等の
ウ 放送債券償還のための積立二四億六、〇二六万円、長期借入金の返還二二億二、八二六万円、放送債券償還一億六、八五〇万円)であり、差引当期剰余金は一三億六、二七六万円である。	一億二、二六四万円	建物・構築物・機械、器具什器の償却費で、前年度の五三億一七六万円に比べ一三億一、九五五万円の増加であるが、これは
イ 技術協力経費および受信機委託修理業務収入等で、前年度の七億三六六万円に比べ四億六四五万円の増加である。	一億二、二六四万円	増加によるものである。
イ 上記収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果は次のとおりである。	一三一萬円の増加である。	刷新、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、放送技術と放
ア 事業費	四五七億七、八五七万円	送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務増にともなら運用費等の
ア 事業費	四五七億七、八五七万円	建物・構築物・機械、器具什器の償却費で、前年度の五三億一七六万円に比べ一三億一、九五五万円の増加であるが、これは
○野上元君	〔野上元君登壇、拍手〕	増加によるものである。
(注)	一万円未満四捨五入	

长期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出(建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く)を加えた収支全般についてみれば、収入総額は八一一億二、五三六万円、支出総額は八一九億二、五九七万円である。	刷新、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、放送技術と放
	送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務増にともなら運用費等の
	建物・構築物・機械、器具什器の償却費で、前年度の五三億一七六万円に比べ一三億一、九五五万円の増加であるが、これは
	増加によるものである。

4 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出(建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く)を加えた収支全般についてみれば、収入総額は八一一億二、五三六万円、支出総額は八一九億二、五九七万円である。

(注) 一万円未満四捨五入

前年度の四一三億二六九万円に比べ四四億七、五八八万円の増加であるが、これは、ラジオ・テレビジョン放送番組の向上

放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和三十九年度の決算についてであります。

日本放送協会の昭和三十九年度末における資産総額は八百一億一千二百万円、負債総額は三百五十三億三千万円であります。次に損益計算では、事業収入六百六十六億三千六百萬円、事業支出五百六十四億一千六百万円、資本支出充当八十八億五千七百万円であります。差し引き十三億六千三百万円の剩余となっております。

これらについての詳細は、説明書によつてごらんを願いたいと存じます。

なお、本件に対し会計検査院では「記述すべき意見はない」旨の検査結果を付しております。

通信委員会は、郵政当局、会計検査院並びに日本放送協会につき質疑を行ない、慎重審議の結果、多数をもつて、本件については、異議がないものと認決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件全部を問題に供します。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は、委員長報告のとおり決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十一、関税率法等の一部を改正する法律案。

日程第十二、石炭対策特別会計法案。

日程第十三、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

(以上三案を括して議題とすることに御異議ございませんか。)

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重宗雄三君) 御異議なしと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

右の内閣提案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎

関税率法等の一部を改正する法律案

2 前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

一 この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物

り計算した関税の額(前項の内国消費税が課される物品にあつては、当該関税の額と当該内国消費税の額との合計額)が、前項

の簡易税率表の税率(第五号において「简易税率」という。)により計算した関税の額に満たない貨物

三 関税法第十章(罰則)の犯罪に係る貨物

四 別表の第二二・〇三号から第二二・〇九号までに掲げるたばこ

五 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物

て簡易税率を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物

同条第三項中「次の各号に掲げる場合」を「資料」に改め、「(當該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合)」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項

号中「前二号」を「前三号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該貨物の輸入申告等」を「前号に該当する場合を除き、当該貨物の輸入申告等」に改め、「前項」の下に「又は前号」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の「号を加える。

一 当該貨物の仕入書等により計算される価格を基礎とし、第一項の規定に適合するよう他の資料を参考として当該価格を補正することにより同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格を計算することができる場合 当該補正により計算した価格を基礎とし、第一項の規定による当該貨物の仕入書等により計算される価格を計算する。

第六条中「並びに第十二条」を「第十二条並びに第十四条第六号の三」に改める。

第十一条第一項中「課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。」を削り、同項に次

のただし書きを加える。

ただし、輸入貨物が第四条第二項に規定する輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税率の軽減については、この限りでない。

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四

國税率法等の一部を改正する法律案

國税率法等の一部を改正する法律

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書 国税率法等の一部 を改正する法律案外二件

「当該各号に該当する」ととなつた者から」を加える。

第十四条第三号の二の次に次の一号を加え

三の三 政令で定める国際博覧会、国際見本

市その他これらに類するもの（以下この号

及び第十五条第一項第五号の二において「国際博覧会等」という。）への参加国（国際

博覧会等に参加する外国の地方公共団体及

び国際機関を含む。）が発行した当該国際博

覧会等のための公式のカタログ、パンフ

レット、ポスターその他これらに類するも

の

第十四条第六号を次のように改める。

六 注文の取集めのための見本。ただし、見

本用にのみ適すると認められるもの又は著

しく価額の低いものとして政令で定めるも

のに限る。

第十四条第六号の二の次に次の一号を加え

る。

第十五条第一項第五号の二を次のように改め

る。

第十五条第一項第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 前二号に該当するものを除き、国際

親善のため、國又は地方公共団体にその用

に供するものとして寄贈される物品

のうちその者の個人的な使用に供されると

認められるもので、当該物品の課税価格の

合計額が五千円以下で政令で定める額をこ

えないもの（本邦の産業に対する影響その

他の事情を勘案してこの号の規定を適用す

ることを適當としない物品として政令で定

められたものを除く。）

第十四条第十号中「その輸出の許可の日から

五年（機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、五年をこえる期間で政令で定めるものとし）、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。以内に輸入され、その許可」を「その輸出の許可」に、「及び第十九条の二」を「第十九条の二第一項の規定により關稅の免除を受けた場合における同項の外

国に向けて送り出した製品及び同条第二項」に改め、同条第十四号中「及び第十九条の二」を「第十九条の二第一項の規定により關稅の免除を受けた場合における同項の外に向けた場合における同項の外に向けた送り出した製品及び同条第二項」に改める。

第十七条第一項第七号の二を次のように改め

「当該貨物の輸出により、」に、「第二項の規定により」を「第一項若しくは第二項の規定による」に、「払いもどしを受けた」を「払いもどしがあった」に改める。

第十五条第一項第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 前二号に該当するものを除き、国際

親善のため、國又は地方公共団体にその用

に供するものとして寄贈される物品

のうちその者の個人的な使用に供されると

認められるもので、当該物品の課税価格の

合計額が五千円以下で政令で定める額をこ

えないもの（本邦の産業に対する影響その

他の事情を勘案してこの号の規定を適用す

ることを適當としない物品として政令で定

められたものを除く。）

イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除

き、国際博覧会等への参加者が、当該国

際博覧会等の会場において観覧者に無償

で提供するカタログ、パンフレット、ボ

スターその他これらに類するもの

ロ 国際博覧会等への参加者が、当該国際

博覧会等の会場において観覧者に無償で

提供する国際博覧会等の記念品及び展示

物品の見本品

ハ 国際博覧会等（政令で定めるものに限

る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又

はその運営のために国際博覧会等の会場

において消費される物品のうち政令で定

められたものを除く。）

第十五条第二項中「供された場合において

は」を「供され、又は当該各号に掲げる用途以

外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から」に改める。

第十七条第一項第七号の二を次のように改め

「他これらに類するものにおいて使用される

物品

七の二 國際的な運動競技会、國際會議そ

の他これらに類するものにおいて使用される

物品

八 第十八条第三項及び第十九条第四項中「該當

する場合においては」の下に「当該各号に該

当することとなつた者から」を加える。

別表第十三・〇五号を次のように改める。

一三三・〇五 〔ふどう酒かす及びアーゴル

〕 A 摻發油

二一〇% 無税

同表第十七・一〇号中

一 A 同じ非環式炭化水素の異性体（立体異

性体を除く。）の混合物

二一〇% 無税

三 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

の事情を勘案して相当と認められるものに

限る。

イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除

き、国際博覧会等への参加者が、当該国

際博覧会等の会場において観覧者に無償

で提供するカタログ、パンフレット、ボ

スターその他これらに類するもの

ロ 国際博覧会等への参加者が、当該国際

博覧会等の会場において観覧者に無償で

提供する国際博覧会等の記念品及び展示

物品の見本品

ハ 国際博覧会等（政令で定めるものに限

る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又

はその運営のために国際博覧会等の会場

において消費される物品のうち政令で定

められたものを除く。）

二 その他のもの

三 A 草製又はコンボジションレザーメーカー

の

B その他のもの

四一〇% 無税

同表第四二・一〇二号中

一 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

の事情を勘案して相当と認められるものに

限る。

二 その他のもの

三 A 草製又はコンボジションレザーメーカー

の

四一〇% 無税

第十九条の二第一項中「外國貨物でない原料品の數量」の下に「当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該製品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量」を加え、「当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該關稅のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額の關稅」を削る。

第二十条の二第三項中「譲渡したときは」の下に「これらの場合に該当することとなつた者から」を加える。

別表第十三・〇五号を次のように改める。

一三三・〇五 〔ふどう酒かす及びアーゴル

〕 A 摻發油

二一〇% 無税

同表第十七・一〇号中

一 A 同じ非環式炭化水素の異性体（立体異

性体を除く。）の混合物

二一〇% 無税

三 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

の事情を勘案して相当と認められるものに

限る。

イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除

き、国際博覧会等への参加者が、当該国

際博覧会等の会場において観覧者に無償

で提供するカタログ、パンフレット、ボ

スターその他これらに類するもの

ロ 国際博覧会等への参加者が、当該国際

博覧会等の会場において観覧者に無償で

提供する国際博覧会等の記念品及び展示

物品の見本品

ハ 国際博覧会等（政令で定めるものに限

る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又

はその運営のために国際博覧会等の会場

において消費される物品のうち政令で定

められたものを除く。）

二 その他のもの

三 A 草製又はコンボジションレザーメーカー

の

四一〇% 無税

同表第四二・一〇二号中

一 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

の事情を勘案して相当と認められるものに

限る。

二 その他のもの

三 A 草製又はコンボジションレザーメーカー

の

四一〇% 無税

改める。

同表第六一・〇二号及び第六一・〇六号中

二二
三 ししゆうしたもの、
レース製のもの及び
レースを用いたもの
その他のもの

○ その他のもの
□ その他したもの
□ ししゅうした

同表第六一·一一号中

— その他もの
— その他もの

同表第七四·〇一號中

(A) 銅の含有量が全重量の九五%をいふる
(a) 電解精製用のもの（銅の含有量が全
重量の九九・八%以下のものに限
る。）
(b) その他のもの

B その他のも
(1) 黄銅又は青銅のもの

(3) その他のもの

七 ム 一 キ つ ロ 二 ラ	七 ム 一 キ つ ロ 二 ラ	七 ム 一 キ つ ロ 二 ラ
一 ○ % — — —	一 ○ % — — —	一 ○ % — — —

110%
110%
110%
110%

別表関税率表

同表第九五・〇二号を次のように改める。

昭和四十一年五月二十七日 参議院会議録第十一号
関税定率法等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十二年五月二十七日 参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案外二件

九	(2) その他の
一〇	メカニカルライ ター（ケミカル を含むものとし タ） (1) 貴金属、 た金属、 ご、ぞう その他の が物品税 て政令で
注 第二欄に掲げる物品	(2)

タ一その他これに類するライター、喫煙用のものに限る。) これらのうち、一個の課税額の課税最低限の金額を勘定し、定める額をこえるもの

四〇%に該当する物品に限るも		二〇%	四〇%	六五%	四〇%

九八・一〇号の
九八・一〇号の
ものとする。

一部を次のよう改正する。
目次中「第五節 保税工場（第五十六条 第六十二条）」を「第六節 保税展示場（第六十二条 第六十二条の二 第六十二条の七）」に改める。

第四条第一号中「を除く。」で、第五十三条に
（外国貨物を置くことの承認の際の検査）の規定
により税関の検査を受けたもの（第二号、第三号）
を「第三十四条（外国貨物の廃棄）」の規定
により税關に届け出で廃棄したもの並びに第
二号から第三号の二まで」に改め、同条第三号
中「保税作業」の下に「又は第六十二条の五
（保税展示場外における使用の許可）」を加え、
「場所に同項」を「場所にこれら」に改め、「前
号」の下に「第三号の二」を加え、「同項の
規定により外国貨物又はその原料である外国貨
物を保税工場から出すことが許可された時」を
「これらの規定による許可がされた時」に改め、
同号の次に次の二号を加える。
三の二 保税展示場に入れられた外国貨物
(販売の目的をもたない展示品(保税展示場
において外国貨物に加工し、又はこれを原

たもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。) 第六十二条の三第一項(保税展示場に入る外貨物に係る手続)の規定による承認がされた時
三の三 保税展示場に入れられた外貨物で
第六十二条の六第一項(許可の期間満了後
保税展示場にある外貨物についての関税
の徴収)の規定により関税を徴収されるも
の(第二号、前号、第七号及び第八号に掲
げるものを除く。) 当該関税を徴収すべき
事由が生じた時
第四条第四号中「若しくは保税工場」を「
保税工場若しくは保税展示場」に改め、「第
二号」の下に「、第三号の二」を加え、同条第五号中「第二号」の下に「、第三号の二」を加
える。
第五条第一号中「第三号から」を「第三号及
び第三号の三から」に、「第三号に掲げる貨
物」を「第三号及び第三号の三に掲げる貨物」
に改め、「同条第二号」の下に「及び第三号の
二」を加え、「第一号及び第一号」を「第一
号、第一号及び第三号の二」に改める。

第七条の四第四項に次のただし書を加える。
ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正（当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。）は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

第十一条第二項中「次条」の下に「及び第十二条第一項ただし書」を加える。

第十二条第一項中「國税通則法第三十七条（督促）に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「納期限（当該過大に払いもどし又は還付を受けた関税については、その納税告知に係る納期限）の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項中「十円」を「百円」に改める。

第十三条第四項中「過誤納金の額が千円」を「過誤納金の額が二千円」に改め、同条第五項中「三百円」を「五百円」に、「十円」を「百円」に改める。

第十四条の中「第九十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五条第一項中「船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表」を「及び船用品目録に、代る書類」を「又はこれに代わる書類」に改め、同条第二項中「旅客氏名表、乗組員氏名表」を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、税關長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又是乗組員氏名表の提出を求めることができ。

第二十九条中「及び保税工場の四種」を「保税工場及び保税展示場の五種」に改める。

第三十一条第一項中「貨物を保税地域に入れる」

を「貨物を保税地域（保税展示場を除く。以下この条において同じ。）に入れ」に改める。

第三十三条中「又は保税地域」の下に「（保税展示場を除く。）」を加える。

第三十四条中「及び第六十二条（保税工場）」を「第六十二条（保税工場）及び第六十二条の七（保税展示場）」に改める。

第三十七条に次の二項を加える。

5 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による指定又は取消しに係る権限の一部を税關長に委任することができる。

第五十二条第一項中「十五日」を「一月」に改める。

第五十六条第二項中「十五日」を「一月」に改め、同条に次の二項を加える。

3 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき第四十二条第一項の許可をあわせて受けることができる。

第五十八条中「承認を受けた場合」の下に「その他税關長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知した場合」を加える。

第五十九条の二中「税關」を「税關長」に改める。

第六十条第一項中「その承認の日」を「これを保税作業に使用した日」に改める。

第六十一条の二第二項中「毎月」の下に「季節的な保税作業の場合等で税關長が特別の期間を指定したときは、当該期間内とする。」を、「翌月十日」の下に「税關長が特別の期間を指定したときは、当該期間終了の日から十日を経過する日」を加える。

第六十二条中「十五日」を「一月」に改める。

第四章中第五節の次に次の二節を加える。

第六節 保税展示場
(保税展示場の許可)
第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める国際博覽会、国際見本市その他これらに類する。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める国際博覽会、国際見本市その他これらに類する。

するもの（以下「国際博覽会等」という。）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税關長が許可したものとし、その使用状況の報告を求めることができる。

2 保税展示場に入れる場合（政令で定める場合を除く。）には、その販売を輸入とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、税關長は、必要があると認めるとときは、あらかじめ、当該貨物で販売される見込みがあるものにつき、その関税の額に相当する金額の範囲内で担保の提供を求めることができる。

3 保税展示場においては、国際博覽会等の会期を勘案して税關長が必要と認める期間とする。

2 前項の許可の期間は、国際博覽会等の会期を勘案して税關長が必要と認める期間とする。

3 保税展示場に入れる外國貨物に係る手続（建設、維持若しくは撤去又は国際博覽会等の運営のため、外國貨物で政令で定めるものにつき、その設置、展示、使用その他行為で政令で定めるものをすることができる）

（保税展示場に入れる外國貨物に係る手続）第六十二条の三 外國貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税關長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

2 税關長は、前項の承認をする場合には、税關員に同項の外國貨物につき必要な検査をさせるものとする。

3 税關長は、第一項の申告があつた場合において、当該外國貨物が前条第三項の外國貨物に該当しないときは、第一項の承認をしないものとする。この場合においては、税關長は、当該申告をした者に対し当該承認ができる旨を通知するとともに、期間を定めて当該外國貨物の搬出その他の処置を求めるものとする。

4 保税展示場に入れられた外國貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に貯蔵することができ

する。

4 保税展示場に入れられた外國貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に貯蔵することができ

する。

4 保税展示場に入れられた外國貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に貯蔵することができ

する。

4 保税展示場に入れられた外國貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に貯蔵することができ

する。

4 保税展示場に入れられた外國貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に貯蔵することができ

る」と認めるときは、政令で定めるところにより、保税展示場内で当該貨物を貯蔵する場所を制限し、又は保税展示場に入れられた外國貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求めることができる。

2 保税展示場に入れる場合（政令で定める場合を除く。）には、その販売を輸入とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、税關長は、必要があると認めるとときは、あらかじめ、当該貨物で販売される見込みがあるものにつき、その関税の額に相当する金額の範囲内で担保の提供を求めることができる。

「日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年五月三十一年までに」を「昭和四十三年三月三十一日までに」に、「同年四月一日から同年五月三十一日まで（以下「定期期間」という。）」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで（以下「昭和四十二年度」とい

第七条第一項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十三年三月三十日」に改め、同条第三項中「場合においては」の下に「当該各号に該当することとなつた者から」を加え、同条第四項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十三年三月三十日」

第三条 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定中「昭和四十二年五月三十日」を「昭和四十三年三月三十日」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）
佐賀伊万里に改め、長崎

別表第一中 岩手笠石を

二 外國為替及び外國貿易管理法第六条第一項第十号（定義）に規定する貴金属
　二 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項（定義）に規定する酒類

本 国の専売品

二 前号に該当する貨物を除き、非自由化品目（外國為替及び外國貿易管理法及び同法に基づく命令の規定により、輸入割当てを受けることを要するものとされている品目

のうち、当該輸入割当が申請に基づき自動的にされるものとされている品目以外のものをいふ。)に該当する貨物(同法第五十二条(輸入の承認)の輸入の承認を受けた貨物、当該承認を受けることなく輸入する者が認められている貨物、本邦に入国する者は政令で定めるところにより別途して輸入する貨物及び郵便物を除く。)

同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 アルコールの製造に使用するための関税定率法別表第一七・〇三号の一の(二)に掲げる糖みつ(関税定率法別表第一七・〇二号の八の(二)に掲げるその他のもの)のうちハイ・テスト・モラセスを含む。)
第七条の八第三項中「該当する場合においては」の下に、「当該各号に該当することとなつた者から一を加え、同条を第七条の六とする。

七条の五」を「若しくは第七条の四」に、「第七条の六第一項若しくは第五項」を削り、「第七条の七」を「第七条の五」に改める。

第七条の九中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条を第七条の七とする。
第九条及び第十条中「第七条の八」を「第七条の六」に改める。

で、第〇五・一五号及び第〇七・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。
同表第〇八・〇一号、第〇八・一一号及び第〇九・〇一号を次のように改める。

○八・〇一
なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシュー・ナット、パインナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）
一 バナナ

— 1 —

(1) 生鮮のもの
昭和四三年三月三一日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四三年四月一日から昭和四四年三月三一日までにおいて政令で定める日(3)において「指定日」といふものまでに輸入されるもの

(3) 指定日の翌日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの

七〇九

— 93 —

三 なつめやしの実のうち乾燥のもの
(1) 課税価格が一キログラムにつき三五円を
こえるもの

無稅

三昭和

三四
三
四年

2) その他のもの

五
%

三月

三
國

○八・一一 一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

一 バナナ

(1) 昭和四三年三月三一日までにおいて政令

で定める日までに輸入されるもの

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四三年四月一日から昭和四年三月三一日までにおいて政令で定める日

(3)において「指定日」という。）までに

輸入されるもの

(3) 指定日の翌日から昭和四年三月三一日までに輸入されるもの

○九・〇一 コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物

(1) コーヒー

(2) コーヒー豆（いつてないものに限る。）

六五%

六〇%

無税

昭和四三年三月三一日

七〇%

昭和四三年三月三一日

号の五及び同表第一五・一六号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第一五・〇四号及び第二五・〇五号を次のように改める。

一八・〇一 カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）

無税

昭和四三年三月三一日

同表第二〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第一五・〇四号及び第二五・〇五号を次のように改める。

二一五・〇四 天然黒鉛

二 その他のもののうち粉状のもので昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの（政令

で定める期間内に輸入されるものを除く。）

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円を越え、四九円五〇銭以下のもの

一〇%

一〇%

一キログラムにつき、
課税価格と
四九円五〇銭との差額

二一五・〇五

天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。）

一 けい砂のうち政令で定める日（(1)において「指定日」という。）から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの

(1) 指定日から昭和四三年三月三一日までに
おける国内需要見込数量から国内生産見込
数量を控除した数量を基準とし、国際

市況その他の条件を勘案して政令で定め
る数量以内のもの

一〇%

一〇%

無税

昭和四三年三月三一日

同表第一四・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第一五・〇七号の一から三までの適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日までにおいて政令で定める日」を「昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日）」に改め、同

同表第二五・一三号及び第二五・一九号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第二六・〇一号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中

「昭和四二年五月三一日」を「昭和三年三月三一日」に改める。
同表第二七・〇九号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四六年三月三一日」に改める。

「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改める。
同表第二七・〇九号の適用期限の欄中「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改める。

(+) 挥发油

B その他のもの

(b) その他のもの

(1) 政令で定める石油化 学製品製造用のもの	一キロリットルにつき 二五〇円	昭和四二年五月三一日
(2) アンモニア製造用の もの又はガス事業法 第七条第一項に規定 するガス事業者がガ スの製造に使用する もの	一キロリットルにつき 一キロリットルにつき 五〇〇円	昭和四二年五月三一日

を

八・〇五号を次のように改める。
二八・〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、
イットリウム、スカンジウム及び水銀

三 水銀

無税

昭和四年三月三一日
(同日以前の
日を政令で
定めたとき
は、その日)

同表第二八・一八号、第二八・二〇号及び第二八・二八号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三
一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第二八・二八号の次に次のように加える。

二八・二九 ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸

二 フルオロタンタル酸カリウム

無税

昭和四年三月三一日

同表第二八・四〇号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中
「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第二八・四二号を次のように
改める。

二八・四一 塩酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物質でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの

二八・四二 塩酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物質でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの

一 ソーダ灰

二 ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素
分が乾燥状態において全重量の〇・二%

以上のもの

一キログラムにつき三

昭和四年三月三一日

同表第二八・四二号の次に次のように加える。

二八・五二 トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物(これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)

三 他のもののうち硝酸ランタン
四 その他のもののうち硝酸ランタン

無税

昭和四年三月三一日

改め、同号の一の四の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四六年三月三一日」に改
め、同号の一の四の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改
度以上で、減失量加算九五%留出温度が一〇度以上のものに限る。)

同表第二七・一一号の税率の欄中「八〇〇円」を「三五〇円」に改め、同号及び同表第二七・一
四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第二

(4) その他のもののうちジイソプロピルベンゼン

(1) シクロヘキサン

四 その他のもの

(1) シクロヘキサン

無税

昭和四三年
三月三一日

昭和四三年
三月三一日

五% 昭和四三年
三月三一日

同表第二九・一一号、第二九・一五号、第二九・二五号、第二九・三五号及び第一九・四二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三一・〇三号を削り、同表第三一・〇五号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三三・〇三号及び第三一・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三七・〇二号を削る。

同表第三八・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・〇七 ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸アレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る）、ジベンテン（粗のものに限る）、亜硫酸テレビン並びにペイン油（テルピネオールの含有量が少ないペイン油を除く。）

一 テレビン油

無税 昭和四三年
三月三一日

同表第三八・一四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・一九 化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる殘留物（他の号に該当するものを除く。）

一 低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン

無税 昭和四三年
三月三一日

し又は溶解しているものを含む。)
(1) その他のもののうちポリテルベン樹脂のもの（ビネンを重合したものに限る。）

一五% 昭和四三年
三月三一日

昭和四三年
三月三一日

二 塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

(1) その他のもののうちポリテルベン樹脂のもの（ビネンを重合したものに限る。）

一五% 昭和四三年
三月三一日

同表第四四・〇三号から第四四・〇五号まで及び第四四・一三号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第四八・〇九号の税率の欄中「二五%」を「二三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

五六・〇三 人造纖維の長纖維又は短纖維のくず（ぼろを反したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたもの）を除く。)

一 合成纖維のくず

無税 昭和四三年
三月三一日

同表第五八・〇九号、第五八・一〇号及び第六七・〇二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第七三・〇二号及び第七四・〇一号を次のよう改める。

七三・〇一 フェロアロイ

二 フェロマンガン

四 フェロニッケル

五 その他のもののうちフェロモリブデン（政令で定める日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるものに限る。）

一五% 昭和四三年
三月三一日

三九・〇二 ポリエチレン、ポリエトロハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他

一五% 昭和四三年
三月三一日

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散

無税 昭和四三年
三月三一日

（同日前の日を政令での定めたときは、その日）

同表第七五・〇

- (1) その他もの
 (2) 指定日の翌日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるものの
 (3) 課稅價格が一キログラムにつき三二〇円から三六〇円までの間で政令で定める金額(同において「指定額」という。)をこえるもの
 (4) 課稅價格が指定額以下で、指定額から一キログラムにつき二七四円を控除した金額をこえるもの

同表第七五・〇一号を次のように改める。

七五・〇一 ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製鍊の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びくず

(1) ニッケル合金のもの
 (2) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)

A (1) ニッケル(合金を除く。)のもの
 (2) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)

B (1) ニッケル合金のもの
 (2) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)
 (3) ニッケル(合金を除く。)のもの
 (4) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)
 (5) ニッケル(合金を除く。)のもの
 (6) ニッケル合金の塊等について政令で定めた数量以内のもの
 (7) 数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下
 数量を勘案して政令で定める数量(以下

	無税	課稅價格との差額	無税	無税
昭和四三年三月三一日(同日前日を政令で定めたときは、その日)				

(1) ニッケル合金のもの				
(2) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)				
(3) ニッケル(合金を除く。)のもの				
(4) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)				
(5) ニッケル(合金を除く。)のもの				
(6) ニッケル合金の塊等について政令で定めた数量以内のもの				
(7) 数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下				

	無税	無税	無税	無税
昭和四三年三月三一日	三六%	三六%	三六%	三六%
昭和四三年三月三一日	三六%	三六%	三六%	三六%
昭和四三年三月三一日	三六%	三六%	三六%	三六%

「ニッケル(合金を除く。)の塊について政令で定める数量」という。)以内のも

昭和四三年三月三一日 昭和四三年三月三一日 昭和四三年三月三一日 昭和四三年三月三一日

同表第七五・〇四号の税率の欄中「三〇%」を「二七%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和

(1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) その他のもの	無税	昭和四三年三月三一日

同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第七五・〇三号を次のように改める。

(1) ニッケルの板、帶、はく、粉及びフレーク 一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたもの)を含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。), 粉及びフレーク	無税	昭和四三年三月三一日
(2) その他のもののうち粉及びフレーク で、ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日

(1) ニッケル合金のもの はく	無税	昭和四三年三月三一日
(2) 粉及びフレーク (i) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(ii) その他のもの	無税	昭和四三年三月三一日
二 その他 (1) ニッケル(合金を除く。)のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) ニッケル合金のもの	無税	昭和四三年三月三一日

(1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九八円以下のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(4) 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの	無税	昭和四三年三月三一日

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) 銀の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず 一塊	無税	昭和四三年三月三一日
(3) 銀(合金を除く。)のもの	無税	昭和四三年三月三一日
B その他のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	無税	昭和四三年三月三一日

同表第七六・〇一号から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第七八・〇一号を次のように改める。

(1) ニッケル(合金を除く。)の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したもの)を含む。)	無税	昭和四三年三月三一日
(1) ニッケル(合金を除く。)の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
(2) その他のもの	無税	昭和四三年三月三一日
四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。	無税	昭和四三年三月三一日

(一) A 亞鉛(合金を除く。)のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八四以下のもの

(4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの

同表第八〇・〇一号 第八一・〇三号及び第六一・〇四号の適用期限の欄中「昭和一〇年三月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第八四・四五号を次のよう改める。

一、工作機械

A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇
ミリメートル二箇所、もつ二段

る。)のうちテープルの位置決めを正逆

B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直徑が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの

A 内面研削盤（研削することができる内
径が100ミリメートルに満たないも

同表第八四・五三号の品名の欄中「一 テイン
プリンタ」(四八種類以上の活字を有し、印刷
速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限る。以
下同じ。)及び「磁気テープ式で六ピット以上
で構成される字の記録速度が毎秒一二〇、二〇〇
○字をこえるもの」を削り、「磁気カード式記
憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気
カード式記憶機並びにこれらに使用する制御
機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年
年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に
改める。

同表第八四・五三号の品名の欄中「ライ
プリンター」を削り、「磁気カード式記憶機並
びにこれらに附屬する制御機」を「磁気カード
式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改
め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三
一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第八四・五四号の品名の欄中「一 ライ
プリンター」を削り、同号の適用期限の欄中
「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月
三一日」に改める。

のに限るものとし、センターレス式のものを除く。のうち、砥石軸を一本有するもので、被加工物のあなたの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなたの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの

昭和四三年	昭和四二年
三月三日	一五%

同表第六五、二二号中「ラインプリンター」を削り、「附屬する」を使用するに改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

(国税定率法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の外国貨物でない原副品の数量に係る同項の税率の確認を受けた場合の関税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の関税の免除については、なお前項の例による。

（國税法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 改正後の国税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が

を受けた場合の当該免除については、なお従前の例による。

(罰則に対する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる当該國稅の還付に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載]

石炭対策特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

口 石炭鉱業の經營經理の改善又は安定を図るために行なう事業
ハ 石炭の需要の確保又はその流通の合理化を図るために行なう事業
一 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう事業
二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資
三 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資

(設置)
石炭対策特別会計法案

第一条 石炭対策に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

2 この法律において「石炭対策」とは、石炭鉱業の現状及びその動向がもたらす國民經濟的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定、これに關連する雇用の安定、産炭地域の振興並びに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に關する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいふ。

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「附帯事務等に関する措置」という。)

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)、石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう補助(交付金の交付を含む。以下この項において同じ。)又は出資で、次に掲げる事業に係るもの

イ 石炭鉱業合理化臨時措置法第三条に規定する石炭鉱業合理化基本計画に従い、石炭鉱業の生産の合理化を図るために行なう事業

ロ 石炭鉱業の經營經理の改善又は安定を図るために行なう事業

ハ 石炭の需要の確保又はその流通の合理化を図るために行なう事業

一 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう炭鉱離職者のための緊急就労対策事業、職業訓練の実施若しくは再就職援助業務に係る補助又は炭鉱離職者に対する就職促進手当の支給

二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資

三 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)に基づく鉱害復旧工事に係る補助又は鉱害基金に対する出資

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「附帯事務等に関する措置」という。)

一 原油及び國稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第二七・一〇号の一の四に掲げる製油の原料として使用される重油等に係る國稅收入にあつては、その國稅の毎年度の取納額から、当該年度におけるその國稅についての還付すべき金額(同法第七条の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。)と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除し

2 この会計においては、次に掲げる収入及び附属収入をもつてその歳入とする。

一 附帯事務等に関する措置に基づく収入金
二 第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の償換による収入金
三 附帯事務等に関する措置に基づく収入金
四 第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の償換による収入金
五 第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の償還による収入金
六 第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子
七 附帯事務等に関する措置に要する費用の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子
八 第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子
九 事務取扱費
(石油に係る國稅收入の歸屬)
第四条 國稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・一〇号に掲げる石油及び瀝青油の原油(以下この条において「原油」という。)並びに同表第二七・一〇号の一の四に掲げる重油及び粗油(以下この条において「重油等」という。)に係る國稅收入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策に要する費用の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。

一 石炭鉱業合理化事業團の業務の運営に要する資金に充てるための補助金及び出資金
二 坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るために行なう事業に係る補助金

三 石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条第一項に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第十条第一項の規定による補償金その他の石炭鉱業の經營經理の改善又は安定を図るための補助金

四 電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の需要を確保するための交付金及び電源開発株式会社の事業施設で石炭の需要の増加に資す

るものの整備に要する資金に充てるための出資金
五 第一条第二項第二号又は第四号の補助金及び就職促進手当
六 第一条第二項第三号又は第四号の補助金及び出資金
七 附帯事務等に関する措置に要する費用の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子
八 第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子
九 事務取扱費
(石油に係る國稅收入の歸屬)
第四条 國稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・一〇号に掲げる石油及び瀝青油の原油(以下この条において「原油」という。)並びに同表第二七・一〇号の一の四に掲げる重油及び粗油(以下この条において「重油等」という。)に係る國稅收入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策に要する費用の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。

一 石炭鉱業合理化事業團の業務の運営に要する資金に充てるための補助金及び出資金
二 坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るために行なう事業に係る補助金

三 石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条第一項に規定する元利補給契約に基づく元利補給金その他の石炭鉱業の經營經理の改善又は安定を図るための補助金

四 電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の需要を確保するための交付金及び電源開発株式会社の事業施設で石炭の需要の増加に資す

た金額の六百四十分の五百三十に相当する額
二 重油等(前号に規定するものを除く)に係
る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第二
七・一〇号の一の四のAの(2)に掲げる重油等
に係るものにあつてはその全額、同号の一の
四のBの(2)に掲げる重油等に係るものにあつ
てはその七百三十分の三百二十に相当する額
額、同号の一の四のCの(2)に掲げる重油等に
係るものにあつてはその六百六十分の二百九
十に相当する額

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)
第五条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付し
なければならない。

(歳入歳出予算の区分)
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつ
ては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあ
つては、その目的に従つて項に区分する。
(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を
作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出
しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳
出予定計算書を添附しなければならない。

(歳余金の繰入れ)
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳
出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第九条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定
計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳
出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなけ
ればならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳
出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とど
もに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳
出

入歳出決定計算書を添附しなければならない。
(余裕金の預託)
第十二条 この会計において、支払上現金に余裕
があるときは、これを資金運用部に預託するこ
とができる。

(一時借入金等)
第十三条 この会計において、支払上現金に不足
があるときは、この会計の負担において、一時
借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用
することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限
度額については、予算をもつて、国会の議決を
経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金
は、当該年度の歳入をもつて償還しなければな
らない。ただし、歳入不足のため償還すること
ができるときは、その償還することができない
金額を限り、一時借入金の借換えをすること
ができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借
入金は、その借換えをしたときから一年内に償
還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十四条 第十二条第一項の規定による一時借入
金の利子並びに同条第三項ただし書の規定によ
り借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支
出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金
特別会計に繰り入れなければならない。

(支山残額の繰越し)
第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出
予算における支出残額は、翌年度に繰り越して
使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをした
ときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなけ
ればならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、當
該経費については、財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第三十一条第一項の規定による予
算の配賦があつたものとみなす。この場合にお
いては、同条第三項の規定による通知は、必要
としない。

(実施規定)
第十六条 この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な事項は、政令で定める。
附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
二年度の予算から適用する。
2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日まで
に廃止するものとする。

3 財政法第三十条第二項の規定により昭和四十
二年度の一般会計の暫定予算が失効することと
なつた場合には、当該予算に基づいてした支出
又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係る
ものは、同年度のこの会計の予算に基づいてし
たものとみなす。

4 この法律の施行日の前日までに収入した昭
和四十二年度分の第四条の國稅收入は、この会
計の歳入とみなす。

5 國稅定率法等の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第^一号)附則第四条又は同法に
よる改正前の國稅暫定措置法第七条の五第一
項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一
項の規定により還付すべき金額がある年度にお
ける第四条第一号の規定の適用については、同
号中「同法第七条の五第一項」とあるのは「同法
第七条の五第一項若しくは國稅定率法等の一部
を改正する法律(昭和四十二年法律第^一号)附則
第四条又は同法による改正前の國稅暫定措
置法(以下この号において「改正前の法」とい
う)」を「又は同項第三号に規定する復旧工
事に因する事業(以下「災害復旧事業等」とい
う)」に、「災害復旧事業を除く」に改める。

6 政府は、当分の間、この会計の歳入不足をう
めるため、必要な金額を、予算で定めるところ
により、一般会計からこの会計に繰り入れること
ができる。

7 前項の規定による繰入金については、後日、
この会計から、その繫入金に相当する金額に達
するまでの金額を、予算で定めるところによ
り、一般会計に繰り入れなければならない。

8 石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律
第百九十四号)第八条の規定による石炭鉱山整
理交付金又は同法第十六条の規定による支払金
は、この会計の歳出とする。

9 國稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十
九年法律第三十六号)の一部を次のようにより改
正する。

10 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)
の一部を次のように改正する。
第一項第二項第二号中「(以下「災害復旧事業
等」という)」を「又は同項第三号に規定する復旧工
事に因する事業(以下「災害復旧事業等」とい
う)」に、「災害復旧事業を除く」に改める。

11 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百
七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等
一部を改正する法律案

衆議院議長 石井光次郎
參議院議長 重宗 雄三殿

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等
一部を改正する法律案

昭和四十二年五月十八日

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額
の確定した国税でその提出期限と同時に納期
限の到来するものが、前項の依頼により送付
された納付書に基づき、政令で定める日まで

に納付された場合には、その納付の日が納期
限後である場合においても、その納付は納期
限においてされたものとみなして、延納及び

六 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等
の一部を改正する法律

12 勞働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二
号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の二の次に次の一号を加
える。

四の三 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失
業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」
を加える。

四の三 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失
業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」
を加える。

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)の一部を次のように改正する。

(国税通則法の一部改正)

目次中「第三十四条・第三十五条」を「第三十
四条—第三十五条」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(口座振替納付に係る納付書の送付等)

第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の
払出しとその払い出した金額による国税の納

付をその預金口座又は貯金口座のある金融機
関に委託して行なおうとする納税者から、そ
の納付に必要な納付書の当該金融機関への送

付の依頼があつた場合には、その納付が確実

と認められ、かつ、その依頼を受けることが

国税の徴収上有利と認められるときに限り、

その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額
の確定した国税でその提出期限と同時に納期
限の到来するものが、前項の依頼により送付
された納付書に基づき、政令で定める日まで

に納付された場合には、その納付の日が納期
限後である場合においても、その納付は納期
限においてされたものとみなして、延納及び

延滞税に関する規定を適用する。

第五十二条第六項中「並びに前節」を「前節
並びに第五十五条(納付委託)」に改める。

第六十条第二項中「督促状を発する前の期間
又は督促状を発した日から起算して十日を経過

した日以前」を「納期限(納付の許可の取消しが
あつた場合には、その取消しに係る書面が発せ
られた日)」に改め、「(国税の滞納処分費については、十
円)」を削り、同条第三項及び第四項中「十円」を
「百円」に改める。

第九十二条第三項中「十円」を「百円」に改め、「(三
百円)」を「五百円」に改め、同条第四項中「全額が
千円」を「全額が二千円」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十
七号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「第四号に該当する事実
に類する事実に係る部分に限る。」の下に「若し
くは第三項」を加え、「に係る督促状を発した日
から起算して十日を経過した日」を「の納期限の
翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四
項第一号中「(納付委託)」の下に「(第五十二条第
六項(保証人からの徴収)又は国税徴収法第三十
二条第三項(第二次納稅義務者からの徴収)にお
いて準用する場合を含む。)」を加え、「納稅者」
を「当該有価証券の取立てを委託した者」に改め
る。

第九十二条中「自己の財産」の下に「(第二十四
条第三項(譲渡担保財産に対する執行)の規定の
適用を受ける譲渡担保財産を除く。)」を加える。
第一百条第一項中「五万円」を「政令で定める金
額」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部
を次のように改正する。

第二十八条第二項中「同項各号」を「前項各号」
に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情が

あるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定期

日

(号外)

二 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定期

第五十条の二 前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者は、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定めるところにより当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

第三十条第二項中「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該もどし入れ又は移入の事実を証する」と「当該控除若しくは還付を受けようとする」を削り、同条第七号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第五十六条第一項第七号中「第三号又は第六号」を「又は第六号」に改める。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の二号を加える。

した者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、

又は偽つた者

「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第五十条第一項本文中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を

削り、同項第五号中「前各号」を「前三号の一」に

に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号を同

項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、

同条の次に次の二条を加える。

（届出義務）

第五十条の二 前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者は、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定めるところにより当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

第五十五条第三項を次のよう改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を

同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

第五十六条第一項第七号中「第三号又は第六号」を「又は第六号」に改める。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の二号を加える。

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該

予定期

第五十七条第三号中「砂糖類の販売業又は」を削る。

第五十八条第一項第五号中「砂糖類の販売業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業（当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は」を削り、同条第二項中「砂糖類の販売業又は」を削る。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の二号を加える。

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に

提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日

第五十五条の二の規定による届出を怠り、

（砂糖消費税法の一部改正）

第四条 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のよう改正する。

第十条第二項中「もどし入れをした者」の下に

「又は同条第一項の移入をした者」を加え、「同項」を「これら」に改め、「同条第一項」の下に「又

は第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第五十六条第一項第五号中「砂糖類の販売業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業（当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は」を削り、同条第二項中「砂糖類の販売業又は」を削る。

第五十七条第三号中「砂糖類の販売業又は」を削る。

第五十八条第一項第五号中「砂糖類の販売業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業（当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は」を削り、同条第二項中「砂糖類の販売業又は」を削る。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の二号を加える。

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に

の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足るものとする。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が、当

該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定期間

二 第二種又は第三種の物品の製造者が、当

該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定して

いる場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

受けたとき。当該税務署長が指定した日第二十条第六項中「を相當量販売するのに適するものであることにつき」を「で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができる販売場として」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の二項を加える。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出物品

販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

第二十二条第六項ただし書、第二十三条第四項後段及び第二十六条第四項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限内」を「同項各号に掲げる日まで」に改める。

第二十八条第一項中「構成していた課税物品」の下に「で第十六条第一項の規定の適用を受けたもの以外のもの」を加え、同条第四項中「当該

物品の返還又はもどし入れの事実を証する」を「当該返還又はもどし入れの事実を証する」を「当

該撲除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第六条 挥発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号中「第一項若しくは第二

項」を削り、同条第二項中「第十七条第一項又は」を「第十七条第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項

を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加え

る。

第十四条第三項を次のとおりに改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足るものとする。

一 挥発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定期間

二 挥発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該

予定期間

三 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足るものとする。

「を、当該撲除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)
第七条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足るものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該

予定期間

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該

予定期間

三 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足るものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該

予定期間

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めたところによりその予定期間を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該

予定期間

三 略

「を、当該もどし入れ又は移入の事実を証す

書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証す

六条第三項若しくは第十八条第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む。)、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。)、揮発油税法第十四条第三項(同法第十五条第三項又は租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、石油ガス税法第十二条第三項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、トランプ類税法第十五条第三項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法第八十八条の二第三項に規定する期限が、施行日以後に到来する場合におけるこれらの規定に規定する書類の提出については、なお從前の例による。

2 改正後の酒税法第三十条第二項、砂糖消費税法第二十一条第二項、揮發油税法第十七条第二項、石油ガス税法第十五条第二項又はトランプ類税法第十八条第二項の規定は、他の製造場(石油ガス税については、石油ガスの充てん場。以下この項において同じ。)から移出され、又は保税地帯から引き取られた酒類、砂糖類、揮發油、課税石油ガス又はトランプ類(以下この項において「酒類等」という。)を当該酒類等の製造場に移入し、施行日以後にその移入した製造場

六条第三項若しくは第十八条第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む。)、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。)、揮発油税法第十四条第三項(同法第十五条第三項又は租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、石油ガス税法第十二条第三項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、トランプ類税法第十五条第三項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法第八十八条の二第三項に規定する期限が、施行日以後に到来する場合におけるこれらの規定に規定する書類の提出については、なお從前の例による。

(物品税法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際、改正前の物品税法第二十条第六項の承認を受けている輸出物品販売場は、施行日から二月を経過する日までの間より許可を受けた輸出物品販売場とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮發油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(所得税法の一部改正)
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条 改正後の所得税法第百十九条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる期間の末日が到来する所得税の延滞税について適用し、施行日前に当該末日が到来している所得税の延滞税については、なお從前の例による。

(法人税法の一部改正)
第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「これらの申告書の提出期限」及び「その提出期限」を「その納期限」に改め、同条第二項中「その提出期限」を「その納期限」に改める。

第八条第三項中「同項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第一百三十四条第四項中「第一項又は第二項の

からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒税額、砂糖消費税額、揮發油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する金額の控除又は還付については、なお從前の例による。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際、改正前の物品税法第二十条第六項の承認を受けている輸出物品販売場は、施行日から二月を経過する日までの間より許可を受けた輸出物品販売場とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮發油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(所得税法の一部改正)
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条 改正後の所得税法第百十九条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる期間の末日が到来する所得税の延滞税について適用し、施行日前に当該末日が到来している所得税の延滞税については、なお從前の例による。

(法人税法の一部改正)
第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「これらの申告書の提出期限」及び「その提出期限」を「その納期限」に改め、同条第二項中「その提出期限」を「その納期限」に改める。

第八条第三項中「同項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第一百三十四条第四項中「第一項又は第二項の

中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付され

られた日。以下この項及び第六十三条第一項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は「納期限」とあるのは、「所得税法第百十九条各号に掲げる期間の末日」とするに改める。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

た場合には、その納期限に改める。
第一百四十五条第二項の表中「当該提出期限」を「当該納期限」に改める。

○竹中恒夫君 大だいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。
まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済情勢の変化に対応して、関税率について四十八品目の実行税率を変更し、九十四品目について暫定税率の適用期限を延長し、暫定関税免除及び還付制度の適用期限の延長、拡充等を行ない、また、通関の迅速化をかるため入国者の検査品について簡易税率を新設し、万国博覧会の開催に備えて、保税展示場の制度を新たに設けるとともに、最近における外國貿易の実情等に顧み、開港として五港を新たに追加することとし、その他関税制度の簡素合理化をはかる等のため、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、さらに青

次に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

柳委員より、自由民主党提案にかかる「バナナ関税率の引き下げに伴う国産果実に及ぼす影響を緩和せしめるため、政府は各般にわたり所要の措置を講すべきである。」旨の附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

次に、石炭対策特別会計法案について申し上げます。

本案は、石炭鉱業の現状及びその動向がもたらす国民経済的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定、これに連なる雇用の安定、産炭地域の振興並びに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に関する政府の財政上の措置の全容を置することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計に帰属させることとするほか、当分の間、この会計の歳入不足を埋めるために必要な金額を、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとし、この繰り入れ金は後日一般会計に繰り戻すこととする等、所要の立法措置を講じようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

れより採決をいたします。

まず、國税定率法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

今次税制改正の一環として、納税者の負担軽減と手続の簡素化の見地から、別途提出されております所得税法、法人税法及び相続税法の各改正案

において、それぞれ独自の税制簡素化を織り込んで改正がなされておるのであります。本案で

は、国税通則法、国税徴収法及び間接税諸法について、共通的なものを統一して同様の趣旨から所要の改正を行なおうとするものであります。

そのおもなるものを申し上げますと、第一に国税通則法及び国税徴収法の関係では、課税標準及び税額の端数の切り捨て基準の引き上げ、口座振替による納付の方法を法定するとともに、延滞税についての計算の合理化をはかつております。

第二に酒税法等の周接税関係では、課税物品の未納税移出等にかかる承認事項の一部を届け出事項に改めるとともに、周接税の納税申告書の添付書類を簡略化する等の改正を行なつております。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と存じますが、

程に追加して、常任委員長の選舉を行ないたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと存じます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○永岡光治君 常任委員長の選舉は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○園田清充君 ただいまの永岡議員の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 永岡君の動議に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 「拍手」

○議長(重宗雄三君) 通信委員長と森中守義君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 建設委員長に藤田進君を指名いたします。

「拍手」

建設委員長に藤田進君を指名いたします。

いづれも許可することに御異議ございません

から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がありました。

決算委員長に龜田得治君を指名いたします。
〔拍手〕

懲罰委員長に林虎雄君を指名いたします。

〔拍手〕

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

原田 立君

黒柳 明君
瓜生 清君

市川 房枝君
浅井 亨君

横井 太郎君
二宮 文造君

高山 恒雄君
山崎 齊君

多田 省吾君
山崎 齊君

小平 芳平君
向井 長年君

前田佳都男君

伊藤 五郎君
渡谷 邦彦君

中村 正雄君
横山 フク君

辻 武寿君
大谷 肇雄君

米田 正文君
栗原 衍幸君

山本茂一郎君
新谷寅三郎君

寺尾 豊君
山内 一郎君

林田悠紀夫君
八田 一郎君

山崎 正雄君
木村 陸男君

柳田桃太郎君
和田 鶴一君

高橋文五郎君
高橋正明君

内田 芳郎君
園田 清充君

中尾 辰義君
岸田 幸雄君

片山 武夫君
熊谷太三郎君

植木 光教君
北條 傑八君

大森 久司君
大竹平八郎君

佐藤 芳男君
佐藤 正利君

山下 春江君

鍋島 直紹君

上原 正吉君
古池 信三君

郡 祐一君
斎藤 升君

小林 篤一君
久保 勘一君

山崎 昇君
戸田 菊雄君

西村 尚治君
佐藤 一郎君

任田 新治君
中村喜四郎君

柳田桃太郎君
高橋雄之助君

高橋文五郎君
高橋正明君

奥村 悅造君
木村 富夫君

藤田 貞治君
丸茂 重貞君

金丸 富夫君
丸茂 重貞君

日高 広為君
日高 広為君

楠田 葵君
天坊 裕彦君

松木 万平君
仲原 善一君

柴田 葵君
吉江 勝保君

後藤 義隆君
長谷川 仁君

山本 村田
利壽君

増原 恵吉君
杉原 荒太君

平井 太郎君
小山邦太郎君

重政 唐徳君
鈴木 市藏君

前川 旦君
竹田 現照君

木村美智男君
矢山 有作君

田村 賢作君
赤間 文三君

櫻井 志郎君
井川 伊平君

松本 寧一君
松野 孝一君

大森 創造君
青田源太郎君

大矢 正君
森中 守義君

小柳 勇君
青田源太郎君

柴谷 要君
大河原一次君

小林 武治君
松平 勇雄君

加瀬 完君
伊藤 顯道君

高橋 衛君
中山 福藏君

田中 一君
林屋龜次郎君

昭和四十二年五月二十七日 參議院会議録第十二号

二七八

光村 基助君	久保 等君	松澤 兼人君	羽生 三七君
大和 与一君	岩間 正男君	須藤 五郎君	野坂 参三君
春日 正一君	森 勝治君	鈴木 力君	柳岡 中村
大橋 和孝君	波男君	瀬谷 英行君	吉田 忠三郎君
渡辺 勘吉君	秋夫君	鶴園 哲夫君	小林 武君
中村 順造君	虎雄君	山本 伊三郎君	千葉 千代世君
野上 元君	武内 五郎君	北村 暢君	阿部 竹松君
山本 伊三郎君	松永 忠二君	鈴木 強君	占部 秀男君
武内 五郎君	藤田 藤太郎君	藤田 藤太郎君	鈴木 壽君
松永 忠二君	元治郎君	森 元治郎君	秋山 長造君
藤田 藤太郎君	強君	鈴木 壽君	藤田 進君
西村 英一君	早川 崇君	西村 英一君	西村 英一君
大橋 武夫君	大橋 武治君	大橋 武夫君	大倉 精一君
菅野 和太郎君	小林 武治君	菅野 和太郎君	成瀬 幡治君
倉石 忠雄君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	木村 稔八郎君
坊 秀男君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	樺 繁夫君
劍木 亨弘君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	佐藤 宗司君
水田 三喜男君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	岡田 宗司君
田中伊三次君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	加藤シヅエ君
佐藤 築作君	堺原 俊郎君	堺原 俊郎君	
内閣總理大臣	農林大臣	通商產業大臣	國務大臣
法務大臣	厚生大臣	運輸大臣	國務大臣
外務大臣	郵政大臣	労働大臣	國務大臣
大蔵大臣	建設大臣	建設大臣	國務大臣
田中伊三次君	自治大臣	西村 英一君	國務大臣
水田 三喜男君	國務大臣	福永 健司君	國務大臣
堺原 俊郎君	國務大臣	堺原 俊郎君	國務大臣
堺原 俊郎君	國務大臣	増田甲子七君	國務大臣
堺原 俊郎君	國務大臣	松平 勇雄君	國務大臣
堺原 俊郎君	國務大臣	宮澤 喜一君	國務大臣

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十五円
(配送料三十円)

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地
電話 東京 五八二 四四一(六)